類聚名物考

五十

和書門 類
二七七九八 號
一一二 函
二 架
一六一 冊

内閣文庫
和書

内閣文庫
番號	和 27798	
冊數	156 (63)	
函號	209	106

人物部 十四
同 十五
同 十六

類聚名物考 五十巻

明治十三年謄寫

類聚名物考　人物部

人物十四
伎藝　書　画

同　十五
伎藝　佛工　伶人　茶香

日本政府図書
内閣文庫

蹴鞠　猿樂　俗娼　勇力

諸道

同　十六

雜伎　職業

こゝろ出し
○大鏡廿五 右兵衛督為光男英右衛門ハ右近衛の大将のぞミたてまつり給ふと少えさせ
し 三十八にて悪心おこしてうせ給ひし事さまハいとあさましかり
しことぞかし さいふ給しほど上へそそおもゝせしこの関白殿のひと
年の除目にさあきけり 砌て済時卿若かりて 辛く人あしてきの
つきなとみよこそこなかんの諸大夫たちなる 中将の御屛風かりこ
ときこえきれけり

明法
○宝物集五 一条院御時明法ニハ 允亮(マサスケ)元正
明経
○同上五 明経ニハ 善澄(ヨシズミ)広澄
験者
○宝物集五 一条院御時験者ニハ 観修 勝算 源覚
説経
○同上五 説経師ニハ 清範 静照 院源 覚縁

筆道家系目録

嵯峨天皇

○神皇正統記ニ第五十二代第廿九世嵯峨天皇此時ニまことに聡叡の君にて御しるしのことよく儒学を好ませたまひ文章にたくみに書藝にすぐれたまひし宮城の東面の額も御ミづから書しめたまひき

尊圓法親王

○和漢三才図會 七十二之末 山城仏閣 青蓮院 在粟田口 天台宗
寺領千三百卅余石 始号十輪院 開基行玄大僧正 伝教大師九世
尊圓法親王伏見帝王子 母右衛門佐俊衡女也 祝髪為僧初名尊彦後
改号尊圓、入青蓮院、行玄十世葉之門跡、而本朝近代之能書
也、永仁六年生、後光厳院延文元年九月薨寿五十九

○今皇まて九十一代 伏見院永仁六年戊戌ニ誕生有て 同
九十九代後光厳院延文元年丙申 逝去なり 大慈院殿と
申す延文元年丙申より今明和元年甲申ニ至りまて お
去事四百十四年也

藤原行成　大納言

謙徳公伊尹の孫にて義孝の男也　能書の名高く道風佐理
に並ひて世に三跡と申し法成寺の無量寿院の額書し
事あり　栄花物語に見えたり　大鏡にも見えたり

後少将ト云

大鏡巻五　太政大臣伊尹のおとゝ　一条摂政と申きゝ　天延二年
甲戌の年もかさおこりたるに前少将は朝にうせ給ひ
後少将は夕にかくれ給ひにしそかし　一日のうちに二人の子をうしなひ
たまへりし母北方の御心ちいかなりけん　いとこそ悲しくうけ給はりしか
かの後少将は義孝とそきこえし　その義孝少将桃園の源中納言
保光卿の女の腹に生せたまへりし君そ今の侍従大納言行
成は世の手書とのゝしられ給ふ　この殿の御男子の但馬守
実経の君尾張権守良経の君二人は泰精三位の女むすめの
さて此大納言殿よろつ川なとせしひとつゝ和歌の御方やましにし

かれがへりし人丸か下にて彼論議といふ事出来てそのかたの人にいひ
し光る大人きこえし事の學問の外の事なきにこの大概て侍るは
そのもみぢなとはまゐられはいかなるをとて古今の序の難波津
咲やこの花冬ごもりいまは春べとえませなひられはさもあれ指
てはみしらおもはしくまなさせにしてなしえさるまいと美人させ
多かりけるに人と思ひてとさめ侍りけりすこしいさめまうしけ御
涙やうくおもむしてらうしく　さるかなひける御子上りなし帝のき
あまりおもいまして人と称ひ拙きし給ふと仰せられ給へは南
くこるを自分の心をもとしていかなるをとふなと風流をし出て
まてまありあひたまふこの夜はにこまりたるに村この餘を見てせかたく
てたれは御下の秋の様やこれ何をと思ひたまひたれは去りしよんや
まうしてこ御読しおもしせ無ましまあをほされ給へは南殿に出て
させ給ひてまゐらさせ給ふいと寒き夜の内にのこりす今一きはなけれは
いとう無せさせ給ひて光をのをつけて御読しいかはせさせ給へは美人
とはいこめられけり又殿上の人に扇をりしてまゐりすまする美人

人は常に岩窟をし或は白居にこもりて深窓のうちなるほとちんと簾を入
那ありとしえしいまね紙とまゝ人のこゝんしたるね京や詩やけは字
に書の書様も見らりたるわとそこと出てゆかしするに紙の上
殿は常のうしいかにもおもりけすなりて黄なるかみの下絵の
紙おもしき絵あるを画のことまは紫扇をとうつしうちまだうちは
御筆をとめて筆にめてさうきてなりまへりけれはおもへしく帝
御読して御手筆を入させ給ひていみしき御宝とおもめしうられは
是扇しは此御歌し興ありいかりそ申侍りたまへりいつまても
帝王の御宝物侍るは悟りやは是まさかいふときすのつまへる人を

○

任他筆を飛鳥川の御風にこ三条殿法印寺ありてくるしみ志
そのかり年ころいかる大臣は帰ものかけ御堂殿の御代りみこうせ
給ひて庭園おほく出されさ御さきのこ御つの御しろき世の
かりあまさし月まてさまてしとしおもしとはいかなるん世をしかし
くり御世をてんとはおもかし人や大つ人を書物とちかしまてまし

花園院

かく西本の比南へハ煙ぬ合岩ハをの落てられ仰ちるまゝて
云ころつきしなり三年寺へハうりとその所として持りしか
丈六の佛九体いとたふとくて並ひなきかんに新蔵大秘て
の額兼行か書る旅はるやうに見出るをはすれかこ

藤原行経

為源経朝 ツネトモ

古河捨遣如法ニ七宝寺参詣し奉るに 当寺の清ら昔ハ為
朝の先祖を救をせらるのとにあふれ唐まて聞へ御利益ふかき
たりしはうれんりし昔 後源経朝の帰依ますしける時
此世寺寺行経朝臣年すてら七十にも及ひて一人の子なし
ますてに藤原の後をつかやとはしまれ佛に祈りて為にえひて
めし元元年に此佛にまいりて子を授りけるといはる
なり一人の子をまうけ白河三条綾経朝と申ふせなりけるは経朝康
元の比ニ十生年十三歳にして大内の書院を出て康保
いる縁うつくしみなしけるに年いまたしくて冥途の
旅に赴て閻魔ニ為かれけるに閻魔王此念めつて蘇生
かせけるとなんいふ事や古の記録に絶てなしけるに
その後こそ蘇生けるのち家の口にをし勧められける

人の詞にて悦ひしなれは ことにてあそひけることは いくた
となくして弥縫ならむ常王の事と又参議信親なとは伴与の
三條の納言なと日本紀は持守三條大納言にかへ寂をまふ
て納の家臣に申し後の世まても参れるのこしをりなん
三家議の心より伴部の修あるへしといふ王の名ニみえて又あるなるかへ
かくし

少納言公経
○宝物集云 手かきの公経といひし人も頼むへき事
ありけるに 下略

従能筆によりて見ぬ古の人なから久しき跡のこれいとたる
行成卿法性寺殿とみえることを申し出ですと書まれる法
いはれもあるへきにや 其時代はさもそのことを劣りたるよ
六の佛九佛いふたくひもなけれは大概その額兼
行か書ける麻様にみえけるを称せられける

兼行

長久元年七月任大和守 当家の人也 後冷泉院三条院
の大嘗会の悠紀主基の屏風をかきけり 同法成寺の額出
たてまつりし内裏の額もかきし人也 法成寺の額もかきし人也
能筆のよし見えたり

○従能筆にかなひて見ぬ古の人なから久しき跡のこれいとたる
行成卿法性寺殿とみえることを申し出ですと書まれる事は
いはれもあるへきにや 其時代はさもそのことを劣りたる
なり大六の佛九佛いふたくひもなけれは大概
の額兼行か書ける麻様にみえけるを称せられける

○野槌上三 或記云法成寺の額ハ大極殿朝集院阿弥陀堂の
門の額ハ兼行カ筆也○或抄ニ延久三年三月十八日大極
殿額可便（侯）誰人書乎公卿僉議之時兼行朝臣應撰之書
大内殿舎額悉可書之由太宰帥経信卿計申之
兼行ハ延久四年十月任大和守南家之人也

藤原佐理卿の女
○大鏡末三 左大臣実頼 ひとつ腹の男子佐理大弐世の
てかきの上手云々その大弐の御むすめは従君の情字廣経の
小方にておはしまし経任君の母よ大弐にも似て女手このもしうそお
きこえめる

明月記寛喜二年八月廿日戊午天晴閑依徒然以前月書小草
子号気味云々 同十七日庚申徒然之餘自一両條書同之書云
何等物語乎文字此思日々乍得作情当時雖非猛烈経時刻
校何等物語了
定家七十才時

文史入木石部再出

在兼

○徒然草 二百卅八条 御随身近友が自讃の事七ケ条の中三ケ
常在光院のつき鐘の銘は在兼卿の草(さう)之行房朝臣清
書云々

行房

行成卿十世の孫にて経尹卿の子息なり行尹卿の弟也

○徒然草 二百卅八条 自讃の事七つのうち第三条に云 常在光院のつき鐘の銘ハ在兼卿の草也 行房朝臣清書して

世尊寺家

行成卿の手跡を伝ふ世尊寺流とて勘解由小路乃家に伝へたり 伊行ハ行成卿[illegible]の[illegible] [illegible] [illegible]猶子なりき行成 行能 経朝と続きて能書之

○徒然草参考 二百廿七[illegible]条に 勘解由小路の能書の人々 ○注に 勘解由小路ハ世尊寺之行成卿の子孫世々能書の家也

近衛信尹公　三藐院

初ハ信基と申又信輔また信尹と改めらる天正十三年左大
臣慶長十年関白同十九年十一月廿五日薨五十歳御能書
のほまれ世に其隠なし世に三藐院流と云近衛流とも云
これその比松花堂光悦なとゝならひ称しまつりしとそ
又加茂の社家藤木甲斐守も御弟子にて能書の誉有
御弟花城の唐六曲ハ其甲斐守の筆也といへり

○臨池若語　烏丸和正路　一代一風の論此事と云ふて近衛信尹公能書無
双とおもはしまさせし所へ其後の能書といはれし和之御手本
ハ其御流義あまねくいはれ青蓮院家の風ともまた
いはれその頃ハ御筆つかひのかたちにこれをうけて見あやまりし小野梅
松花の水際日頃に習ひ奥方其他三所にてうつさるゝ
老家の後継見んとせしにも当時のまゝにて信尹公の御筆つかひ

見あやまる事も多くありしにや元禄宝永の比迄京の右筆風
流布ハ遠ひてしけかりしに東国の手つかひ見て両結享保
の頃より世上の手跡ハ流の形あまねくこそなりにけれ見あやまりて

鳥居甲斐守
聖苑の祖を立てを述三蔵ハ家の伜子にて鳥居の家へ入り
かれ儒家の唐六典をの人の学鑑としとなり牧野掃部守この人
まゝ篇をなくるより紀綱百津に見へより大内伝倍
当てらし庭の腔辞の文字この人の書なとなり
武人を在此世にめくをやを浄瑠璃の天神記で武藤原苑を
し学紋仕様をて動揺ゆるまれすしてすハこの甲斐守の筆
をとつむしことなり
又其子鳥居甲斐守ハ加藤の御殿をとうてま道堂
の為同なり

曽我家　平姓　曽我又左衛門

京都将軍家の比ハ曽我家書札の法を用ひられ今廿世の
徳川家の礼法を用ひられし法は此家と称すなり

平姓系図　柳曽我家ハ桓武天皇より出諸曽府将軍村岡
五郎良文の子を忠頼と云其の子周防掾胤宗其の子周防介
元宗其の子周防小太郎恒永其子三人有嫡子恒信其子曽我
太夫祐家其子曽我太郎祐信右馬允祐朝其子某仕其子曽我
小太郎祐綱母ハ土肥次郎実平女の子祐重ハ承久兵乱ニ宇治
川にて討死其子宗幸後宗家と改曽我郷と云ふ其子曽我孫
太郎祐光ハ宗尊親王に奉仕其子曽我孫太郎時助ハ久明親
王に奉仕其子曽我小次郎時之ハ守邦親王に奉仕其子ハ従五
位下左馬尉師助ハ足利将軍尊氏に奉仕て周防国由保の

関東の故政所の時ニ 嘉禎元年の御下文有之その子孫
氏助ハ将軍頼経公ニ仕 伊勢御井の(?)ら右山(?)
讃岐を領知す 貞治四年義詮公の下文有之その子満助其の子
政助其子数助 其子元助ハ義晴公ニ仕之将軍家より桐の紋
並金を下さるより て家の紋とす 其子助兼ハ将軍家義晴
義輝義昭三世ニ仕へて義昭公江州杉本谷ニ落去の時供奉す
其後蒲生家の其子播州ニ於て(?)保に候ふ時も供奉す
子ハ又六郎当(?)
当流又左衛門当流ハ足利将軍家(?)に(?)後(?)を(?)
を(?)関東(?)へ(?)の(?)
書記の(?)この当流ハ将軍家の法式計(?)
其中(?)上方より法式を以て(?)大(?)て時(?)
知(?)して其の法も(?)武家(?)へ(?)法を古法(?)て

依て公方家の諸礼の法と定め当流家書札の法令を定
め当流の子又左衛門右流の書を(?)立て書札の(?)
を(?)ひ(?) 大猷院様御代の(?)之(?)に(?)を(?)
御(?)の(?)以(?)の(?)付
久保吉右衛門を(?)の以て当流家の代として当流代
の法令の稽古ハ久保家へ伝へり 当流ハ(?)人と(?)久
保吉太夫ハ御料まて(?)せられ(?)ハ(?)七左衛門(?)へ(?)
法令の(?)を(?)へり
当流ハ(?)を(?)に当流又左衛門古流ハ(?)の(?)首を
(?)て(?)永三年(?)書(?)ハ日(?)
の(?)を(?)又井上(?)
刑部少輔(?)の(?)時(?)を討止(?)後
(?)より(?) 大猷院様御上洛の時
京都ニ(?)[illegible]

九才にして叙任して丹後守と号す嫡男ハ又左衛門祐之
○今案ずるに若狭氏京都将軍家の比諸家の家老なる
やの事 伊勢貞丈 雪花とも伊勢守 正流の家師と 寸間しかハその子
不知より善く書 いかなる事や 西比武人当代
尚年而わのより 座 應安抄とて云う書を書き といひし由
たゞその書ハ見んとうけ侍

沾徳補
或人云 世に専に沾徳流と云ハ四人のうちの流なりといへり 初ハ
京極甲斐守の家臣なりしが後に沾徳と号し 沾徳翁とも云へり
俳諧沾徳流といひしとかや 其上に師を選びて俳人となり
て世をのがれて 世を去りて人となりて 業を継して俳名也
まもなくこのこと わかりてのちに知れとならん
小村季吟門の子 門人にてこのことを伝へしとぞ
俳諧以後このうち或人の説にまかせ 小村其角にこの
事伺ひしかバ季吟親子ハ松花堂の事を知りて 松花堂もと沾
徳は法下といひし由りし ハ謂われを云ふ 季吟ハ年三の歳より
て学びしとぞいふ書にもてつき時まで 批評しまするて松花
堂をまねびし 其年のはちとたらひし所あり されバ偽ハ未
詳

似尾老西岸　香岩（ルビ）　香岩様
老人雑話（ルビ）　白柳山所有（朱書）
岩田の書方ハ似尾老西岸ハ薮内紹智の秘書也香
(読み不確実)

香洞宗哳
京都町家の人俊頼ノ比（？）にして俳香洞家の先祖也三代の
俳書に玄吉鷺流等　親王の門弟子と也てありし香洞様
とこそこの事なるべし

香洞　宗哳

古今集等

松花堂　昭乗　別号惺々翁
幸和石清水の内滝本坊と云に住り

○松花堂　滝本坊　八幡山石清水寺にし　惺々翁
昭乗滝本坊ニ住居ス松花堂ハ昭乗の隠居せし
しかるをかくいひつたへ今なお坊つゝきあり其北坊住持ハ三世守孝

○西皈閑集　放生山松花堂
此老従来寺像珠同三年録得覩模写淡彩
物宜界声価争伝来図

○半日集　八幡の滝本坊兄弟ありしが
何とかやといへるに　長嘯
かゝる年まで中々に袖ハなみだに

和久半左衛門
近衛信尹公三藐院殿の御流義を伝へ能書の名
ありし故御右筆となりしといへり

和田広美

号ハ鳥石姓ハ和名を正路と云幸道を好みて広深
の心人となりけるの帯にハ篤きことなく世の形勢に
住ふ明和六己丑七月年をかつて說稱百譚する
らひく淫邪若語と子俗名世の書を作りすて
世にも行り

官梅道栄

長崎大通事之雄出のゆゑあり彭城と同時之訳木庵集
に送林道栄之東武序に中山玄亮於庚辛間至日
本見福清林子玄庵執也於東明山房此時尤在髫齔云々
雪山と同時にて志きしき朋友の交わりしとぞや道栄ハ
篤豪にて雪山ハ清貧なりしとぞ道栄書法ハ眼く
らくして尺人に留し故文字を書に心を尽さしめける
さし故筆をきわめ猶ハ出し故名言の物結縄のめくれける
間とそ云彼長崎にて其名高かりし故林洞の唐人とも
謂ひ人をこたひしとぞや

雪山　　三立

○臨池若唐　烏石葛正路　雪山先生三立と号せしは独立ニ筆学の手三
人ありて雪山其一なりしよりて独立三人あると云ふ
よりて三立と号せりとぞ

○雪山も人ハ隠若ノ手也　書ニ依り広沢ハうらむ也師と
せり　けど人にて異りて仕れりハ不偶にて又酒ニ耽りしとぞ
長崎通師の子也　書を好ミ唐海道学を同時の朋友
ありしとぞ

独立禅師

○臨池若唐　烏石葛正路　独立元の名ハ戴笠　字ハ曼公　独立伝記別紙ニ見　釈氏人物部再出
本邦ニ渡て独立禅師と号す　明の時つきて来り　来法のはじめの出家
なりとぞ　隠元とともに来りしとや

○今世ニ独立の墨ハ武蔵野の草の葉ニ似て砕
の路に行仕家ニ筆がんえあり

○臨池若唐　広沢先生曰　顔ノ筆無きといふより　独立ニ
跡一家をなせる古経なるもの多し　されバ扁額
ハ枯痩にして架しき語人なるは大方これ独立扁額にて
吉ノ家と書ふといふ筆意人の心にかなふて遣人の風骨のさま
て高勝ならる生之の男子天禀あしき人のかへ似て高り

浮見新大臣

玄臺　慈山　失猗

浮池若狂　烏江和正路　浮ん新大臣　校ハ猫ニの分子之猫ニ
ハ王羲を学之り故に浮ん氏ハ王羲を我師とせしなれば
よし王羲の書ハ今も伝之猫ニ形を王羲に似て学よ
米法をかりたるものと又曰猫ニハ龍枝山を学ふとそ元明
もの手跡ハ好んで取自ら枝山と号せしと之　米元章ハ韓
棄之　枝山も猫ニもまた浮んさく学すし
浮ん氏犬の字を書きたるに字学者例にみて云けりハ大
の字の点ハ耳之耳のたくれたる犬に似し去れハ字をなすに
よむくなすしいひされハ浮ん氏今まさりて去ふハ犬といふ字
文字出て後けんの意まやけんの志よりして文字を製せる
やと詞れしかハ字学者ハ言句及まて黙せりとし
處[illegible]先生曰　顔子不幸短命なりしハ学者ありし猫ニ自跡一家

たとへば古雅なるものゝ正からざるを見しさかなれば扁額ハ枯
瘦にして気ありし杜撰人あらハ大ニ悪し楠公扁額其外寺
に蔵せし裏書に云 拝 王堂人再京を以て為人の風首のごとく見へて高
駿なるものゝ如し 天橋老人の書ハ似て高尚なり

三井孫之侍
名ハ親和字ハ孺卿号ハ龍湖といひしハ東所深川氏
の家臣の男にて生れし廣沢の門人と成て書学を受
また御を馬乗井上河内守殿のまかなひて其の家をも
知こせり深川に住す

伊東若花
名ハ益道字ハ子行号ハ花君と云廣沢先生晩年の高足
也関東茶の男子を教へ書風を出せり初ハ町家の人
姓名を改め浪人と成桃花源などいひしか文化の頃の名也
富町山伏井戸に住す

松山伯龍
名ハ敬和字ハ伯義号ハ天姥と云ふ小笠原侯の侍医
書法の学中ニ位ヲ古法帖を学ひ多くハ米元章ニ出ヅ
君侯嘉永三戌年より書を好みたまふの時侍書たり
八隠居せし

中川長四郎
名ハ天寿字ハ大年号ハ碑晋と云ふ田町家の人市河家の門田
なりし米庵の侍臣晋唐を学ひ後古法に帰す書名多く著る
古帖を蒐め書学甚広く碑帖の古本多く所持す
故に一家の書家当流比肩の人少し

関源内
名ハ思恭字ハ　号ハ鳳岡と云ふ廣沢先生高足の門人
学問ハ未熟の下手なり

関源蔵
思恭の子名其寧字ハ子水号ハ

箟陵山人
石印彫刻の技妙詩作も見事

柘植君主米
名ハ　字ハ季渠号ハ頤斎先生の門人

傳右衛門
名ハ　字ハ　龍斎とス頤斎先生の門人京都も
住居ハ東石町名主之

河保壽
烏石門人之

平林庄五郎
名ハ惇信

平林庄五郎　二代め
名ハ惇徳子ハ子孝号ハ東淮と云ハ京大の舊号之
又ハ涸日子とも号是も父を借居と号せし故之を今ハ下
壊子後東嶽とも別号もあり

保田文治

名ハ鱗字ハ文龍号ハ東江といふ初ハ東郊といひしか後改むりといふ頤斎先生の門人なりしか後古法帖を学ひ義之の風を学ふ楷書ハ虞世南を学ふ熱海の碑東海寺利休の碑ハ世にしる所の碑也初ハ平姓なりしか故ありて源姓となる

細井文次郎

名ハ知文字ハ天錫号ハ九皐といふ廣沢先生の實子也以前与力相勤しか故ありて浪人と成当時ハ浪人也

広代治右衛門
名ハ師道字ハ　号ハ龍岡と云麻布龍土与力組之島右山人乃
門弟神山多仲葬軍家義甫塚の碑を出り

竹岡浅右衛門
四谷与力之名ハ信字ハ　姓ハ藤原浅草寺
谿南郭東郡八幡を出り

画家之部目録

雪舟

小田氏名ハ等楊ト云 雪舟ハ其の号ニ又備溪斎ト云又ハ
米元山主トモ云

周南文集 巻八 山縣孝孺 雪舟傳

雪舟本姓小田氏備中州赤濱人也名等楊雪舟其号又
稱備溪斎或称米元山主又嘗作漁樵斎記而自託焉
十二三歳時其父携投於列井山寶福寺為僧及壮為相
國寺洪徳禅師弟子後又従建長寺玉隠禅師寛正六
年 或日應保元年 託海舶而游明国為四明天童寺禅班弟一座為
明憲宗成化元年居五年至文明元年始帰国矣帰居周
州山口築室天化山下号雲谷菴後去山口居石州益田乙吉
村大喜菴 或日梅木村 或日梅日村 文亀二年壬戌遷化寿八十三歳墓在

在大喜庵雪舟生好繪事其命名也蓋亦慕楊補之之
逃禪已補之姓楊或從手作楊雪舟亦爾其在明也畫名称
於四方明帝召畫礼部院壁嘗為人写冨士三保清見三
絶景名儒詹僖為作讃僖字仲和号鉄冠道人書法有名相傳大内候義
興購畫于明国明國酬以雪舟所畫以託名筆工雪舟一
見曰是老衲在明所作已大内候以為欺因售名而大怒
雪舟倫然去適石州後因畫絹為物汚辭命王洗清雪舟
名識隱〻而見大内候方始知不欺已懣悔召舟而舟已死
矣舟為明人作畫題曰扶桑紫陽等楊意若其游明之時
先既在筑紫久矣遂称筑紫已是時豊筑前州為大内氏之
邦域其帰居山口亦自筑紫者可知也舟所作西湖金山寺
等図不唯筆力高古形勢氣象皆其所目覩一展覽則若
身親翱翔餘杭門登妙高臺評者以為神品者固有焉
周南氏曰東方自古有畫而優小工而不周大象能為婉媚
而不得氣骨形以有為氣韻索然淊〻者皆是也舟者禪
人也山水泉石固潑出乎胸中若夫艸木花鳥賦彩設色別
有清韻游揚蒼莫之表仙佛人馬多用喚筆書家所謂銀
鈎鐵畫者舟獨發諸畫大氐舟所作氣韻超然不隨乎
塵垢是其所長称為東方獨步者亦不誣矣豈西君雖好
書畫東方唯雪舟之為美矣其狀求作其傳不辞承役云

故法眼元信
永禄二乙未年十月将監大炊助（武云越前）元信入道法眼永仙
享年八十三歳にして京都に於て卒去

弘高
宝物集に 法住寺左大臣為光の息子誠信斉信兄の君ハ
臨時客の所にて呼寄て弘高が係かれる屏風に物を密か
に書て其の事ありて中納言の所をこそいふ弟の斉信の君に越られ
たりけり。

絵師
宝物集云 一条院の時絵師には巨勢弘高

守景
楠見広忠　守景ハ探幽の弟子にて雅画の甘くなり人物ことによし

兆殿司　てうでんす　吉山　別号　破草鞋
和漢三才図会　山城仏閣 七十二末　恵日山東福寺　釈迦涅槃大像
兆殿司筆　竪三丈九寸 横二丈六尺　兆殿司者淡路人也号吉山幼為当寺
大道和尚弟子性好図画師堂戒之将逐出之兆以為允
被棄道路者破履也今我以絵事被棄大道因之自号
破草鞋一日兆候師出而画不動像大道忽還兆驚蔵之膝下
時所画不動之火焔俄燃起不能掩大道大驚謂兆之画図
通神明自是不戒其画而後為東福寺殿司 住南明院 或時兆以為
当寺無涅槃像我遊大明国模其像 于時後小松帝応永十四年春三月 出寺欲
赴筑紫到稲荷橋時有一僧来曰汝矣往乎兆語其志僧自
懐中出一巻絵曰是乃涅槃像也我欲代汝之労与之忽不見
爰兆再拝其跡乃袖一巻帰本寺遂写天像納本堂又 五百羅漢図十

十六羅漢図四十八祖
像達磨正面像 佛殿 天井畫龍及頻伽鳥 其蟠龍長十餘丈又其畫
鱗扎恍如活生者
法道釋之像宗宋季龍眠又御元
顔輝休 甚雲行水流者天性自得人
神山水花鳥雖不所長至佛像人物為本朝第一矣
艸山集 巻十二 十六羅漢図様 并序 山寺十六羅漢備明兆之
畫也絹寛圖大其新若初脱筆矣聞之昔明兆畫恵山涅
槃像又欲図十六羅漢而舟青之具盡矣時一老翁忽然
而來以彩具与兆兆乃知翁是伊奈利神也嘗表乱之日人
奪之而後附此山耳余一覧之次粗模図様云

京都東福寺の大道和尚の弟子之信與八稲荷山より持出せしを
寫すところ也 東福寺に書る大幅の涅槃像並七十六尺横四尺之
應永戊子五年六月何年亭七年歟と書せり 此節五百羅漢
並幅の記世寺四十八祖宗の画達磨の像又自書の画像等を収たる
表不之を礎て百道耕唐牧海等の讃をせり
辰の中年也 戒確ならず 為身に して 居美 ならず

英一蝶

はしめハ狩野家より出て多賀長古と云り罪ありて流人と
なり流所赦に逢て帰り名を改む元禄の比乃人也實名
藤原信香と云り猶狩野永真か弟子たりしとも云芸
をえたり浮世又の画様一家をなし流行書く事をしたその
名ハ今に世に高し

小川破笠　笠翁ともいふ

[illegible]寛文三年癸卯年生れなり

俗に細工ものを名高かりけるとぞ凡て此もの始り貝類を
とり合せて蒔絵を似れり是まで此所は破笠細工と云
一家をなせり享保の比なり其初は小川宗羽と云名
其比は當代と云獨歩の當信等と同時代の人々や
学ひし人未得若林と云新しき名なり別号は夢中庵
と云又卯觀子ともいひしこと其頃は卯年の生れにて夫卦の説の
卦なれはかくは云なりとぞ俳諧は芭蕉翁の弟子にて
ある時の発句は
　ゑのしまへ かけたる山の かすみかな
と云句を書てありしかは翁これに破笠と云名を
ゆつりたれよりこの雅名を以て世に知られたり破笠は絵を
よく仕へて其の子をも画師とし其も画工にて諸人の
したゝめ居て今は其の家絶えて見えす全く流れ居れりける
用ゆる事なく俳諧師にしてぞ其費用を給ひしとぞ其志は
笠翁と云ものなり

定朝法橋 てうでう

後一条院御宇治安二年法橋位ニ叙ス仏工の初也 始めて官を給りし此人を始とす 至今七百八年ニ於

一定朝 仏師之 山城国壬生地蔵堂縁起云当寺正暦二年草創本願三井快賢僧都禅林ト居歟織

山城七条道場号金光寺建長三年一遍上人開基也寺説云此敷地元仏工定朝云七条大仏師至テ今大仏師当寺極

生為養悲母楼ニ京華ニニ御仏工定朝奉敷地蔵尊像寛弘二年御堂供養ニ三ニ ㊂ 東鑑第二十四号 興福寺仏師成朝々言上ニ云件大仏師者成朝先師相承連綿無絶所謂定朝覚助頼助康助康朝等也先但五代之間覚助頼助等之時ニニ況被覚助頼助允僧之間奉御仏造営事御供養之時昇綱位畢

○円教寺ハ壬生
寺ハ称伝未詳
定朝ハ本朝の開基
なりしハ仏道を
しらする後に弟子
の快慶に仏師佛工
定朝と心を合せ
一方に成して一子
四天王像作りけるの
位法橋をゆるし
たるなりといふ

云々この成朝ハ仏師の始めなりとて源頼朝に下りより
見えたり世に定朝ハ仏師の祖なりといふ人あり
されどこの事ハ考ふべし然れば仏師ハ仏工の祖なりと
年代記に保延二年得法橋位仏工定朝是
始也仏師の祖ハ定朝なりといふ事ハ考ふべし古事談に
仏師定朝の弟子覚助を義絶して其弟子長勢を入れけり
然る運慶は定朝の嫡子覚助の後なりとまた家を継ぎけるにて
ときこえたれば仏師の祖ハ運慶なりといふハ法橋にて
一
事ハ考ふべし
兵範記 保元三年八月廿二日下名日野法橋六
条仏所定朝運慶可令相継之

山城名物志十五 成朝仏工康慶法印寺号定朝法橋ノ
父也
仏工 同 運慶ハ康慶法印中等大仏師法印康慶法眼康
永法橋之云々東寺仏師職伝中法印運慶 定朝六代孫 康慶子也
○下学集云 定朝仏工也保延一条院時人任法橋上人工人綱
位朝為始也
小僧都代記ニ勝長寿院造立承安年中寿永二年の冬後白河法皇
より南都の義都を弁す源頼朝ハ前幡を東の都へより
民部卿源頼朝ハ下させ給ふ彩色大に喜ばれけり三ヶ条源氏の
御地をもとめ給ひける時鎌倉の奉行にて勝長寿院を建立
し仏工運慶を召して本尊阿弥陀の形像を作らしめ大
伽藍の造営落成供養ありけり

運慶
○仏工系図　康慶子七條中堂大仏師康慶子　法眼
康永注進之こゝ東寺仏師職補中法印運慶　定朝六代孫 康慶子也
○本朝九代記云　六仏堂造立条承久元年十二月廿七日右大臣實朝公
の一周忌にあたりけれは追膳のために仏師運慶法印に仰せて云
大堂を造立し釈迦長寿院の傍に伽藍を建られ五仏堂と名付て
かの法印運慶を供養せられ仏師をいとあつくしかふ

湛慶　たんけい
蓮華王院宝治炎上して修造建長三年七月廿四日　法印大和尚位
湛慶七十造中尊云々　○仏工系図
○明月記建暦三年四月廿六日湛慶　運覚　貴議
○東宝記東寺南大門建久中当寺修理之時運慶湛慶等新造之
○下学集上湛慶仏工也運慶之子也

運覚
建保の比の人之子をハ康海といひ孫をハ康勝と云り
○明月記建暦三年四月廿六日湛慶運覚　貴議
○東宝記東寺南大門建久中当寺修理時運慶湛慶等新造也
○下学集上仏工也後鳥羽院時人也

○円学 改名運覚

○康運 改名定慶

○康海 改名康勝 運慶ノ弟子也（朱書「子」）

○安阿弥陀仏
下学集ニ安阿弥陀仏仏工也運慶ガ弟子也

陳和卿
北条九代記ニ宋人陳和卿ハ大仏ヲ鋳タル仏工之名也是地ヲ去レ道
徳ヲ以テ好ミ来テ禍ヲ止メ東大寺ノ大仏ヲ造立セリ 下略

一唐言

帝王編年記七 嘉禎元年正月十八日より 将軍家御不例御祈療
光明峯寺殿にて四角四境の神祭并に諸方の神社仏寺に仰せ
て御祈禱あり又大仏師康定に仰せて一躰の等身
唐の像一尺ばかりを造立せしめ其余羅睺計都の二星并
像本命星薬師の像なと造らしむ

春日

初瀬 漢 三月開倉 僧 かつての 山城仏閣 七十二末 誓願寺 在寺町

本尊 正印阿弥陀 賢聞子 春子 國久子作 俗謂之 春日作

天智天皇御草創 和泉南郡

○諸州めぐり 貝原篤信 巻之三 天照山東者 大日也 佛工春日が作なといふ

其日といふ佛工ハ稽文会稽主勲とて兄弟の良工あり

かの春日邑の邑人也 故に春日といふ 錯て俗人春日大明

神の御作といふ 佛にはあらずと知るへし

○山城名勝志 稽文会稽主勲ハ旧記云 山城国春日郷 かすかのさと

邑人也 兄弟共佛師也 或人云 山城国誓願寺の本尊阿弥陀ハ

稽文会稽主勲両人の作之といへり この事何の御代にや

不詳

○今案に春日は佛工の名なる事論なし　然るにその
楼文会楼賛三熟等の名は記にも見えねは定かならねと
からの筆しかれは又白胡の人にかあらむ　姓名の[illegible]へきなり
猶考ふへしいふは其の[illegible]帰化せし韓人なりしを其の[illegible]
春日部人にて[illegible]し故別号の様に春日といひしなるへし　楼文
会楼賛国の事は別に考へ合せてあるへし

楼文会　けいもんゑ　一云　賢聞子　或云　会文三
賛三熟　けまく　一云　斉子国　或云　会文熟

むかしいつもの時よりそのかみ楼文会楼賛三熟といふ二人
の佛工ありけり　その人いつもの国の生れなるよし言伝へを
以て考ふるに春日部郷に住し郷は春日とも之はとちよつて此
人の作れる佛を春日の作といふなり　春日は別号のやうに
よひなしたり　親子といひしは父子なりといへれとも
とかく未詳なり　付けしも是れをもちて[illegible]
山城名跡志　春日は旧記に[illegible]春日部邑人也[illegible]佛
師也　武人を山城国[illegible]の[illegible]楼文会楼賛
三熟の二人を[illegible]といへり　篤信[illegible]
天和年中[illegible]春日の佛工[illegible]春日といふ佛工

欝文ハ欝文慰とて見ぬ所の長工なりしか河内出来
日記の邑人かかる事をいふ故に佗人専ら大明郭の
所化とて佛なまる方累とせり文武説また京紅
迦葉の古尊ハ覚聞芥子国やら子の化なり世にハ
其方の化とハいふと云和漢三才圖会すれ迦葉寺の
古尊覚耳子芥子国芥子化と出でり見ると参考へて
其ぬ女比を傳へしまい只今の佛師の名などに写よのとこ
皆て文字だにしかに書れなる故後すまう係て字などを採
てまねし出し事明かに係る事三説ニ合せて考へし
其のことと明を明らかにする事の傍にする係の傳りたる以
欝文参を覚聞まと云之をして信し傍て語れり欝文慰
し芥子国とたゞへり熟ハ俗名に一之との事ハ国と云り
誤れり三子正字ニいはれ古へ三韓の人乃帰化せしか河内出来
所なりし

覚聞子芥子国　ぶんぶんのけしこく

世に伝ふる所京都迦葉寺の古書ハ覚せる芥子国数多の
化せし世にハ其方の化ともいへりとぞ是ハ事の実を明かにせ
ざりし者ハめて唐人の姓名を語り覚へたるべしとのみ
一実ハ覚聞と芥子国といへる人芥子の化といへるなり

○宝永四年中伶人姓名

辻若狭守近任
狛内左近明雅
東儀周防守兼作
窪甲斐守近純
辻大蔵監近誠

辻伯耆守近家
窪主権正近宗
上左近将監近貞
芝越中守近扶
岡伊豆守昌倫

上野氏
大久保主殿忠誠

楽書の大原 みやこの人の 花作る抱し たゐ是を

豊原統秋　塞驢嘶餘之豊　筑後正四位下　○

磧礫集云楽人豊原統秋といふ者は庠し後柏原

院の御師範にて又歌道にも身をよせ道堅法師

隆云のすゑ之風流の者にて隠者なりしかは家の

の奥に山里と号して大松の下に庵を結ひて

住ける永正のころ實隆公より廿首の歌の題をたまは

ましける折をはりて續歌をの中に山里と云題

にて

山ふかくうかんときのかくれ家やみやこのうちの

桜井基佐家集

まつのあらしは　物作木の言葉を詠るを　○塞驢

嘶餘云聴雪（道堅法師庵号之）この歌を載して松下沙を伝

まうし之又云統秋をしいとゝ時宗にあり名手

跡といふ名を聞えして聴雪をこの席に招請して

其を歌とせよ　○雪玉集（道堅法師家集）統秋にまうり

ける村いさとの十首のこゝろ

山のおくはきこえぬれはみやものゝいまたたえても

しのとやつらいさんとはゞしまはちりきこゆる共

原統秋が友人一世の沙弥をえてわかるなかちこしの

人の世ならひ　かゝるためしの道を能度へまし
となへ来ぬる思ひのまゝに聞え侍るを人の物とおもひ
きゝしのみならず古きもの作し松下の沙とぞ伝へ侍る
秋の詠草にて今は世をのがれぬ

菅信実　舞人
○宝物集又　一条院時　管絃ニハ道方済政　時仲斉信
明信義　舞人ニハ伴兼時秦身高　多好茂　月政方

大江匡房
十訓抄巻二　江帥はいまだわかくて花相人ありけり法隆に
因明の時院の御使として来れる帥折佛堂に入て
念誦のありけるに其使を縁に居て折々障子を隔て
言を論ぜし法隆は使ありと奇怪の事と思ひたりける
故刑部卿しての陽明の時障子を細めにあけて見れば
てのち寛ハ正二位中納言ハ六十二にて身まかりけり
詞の如し

○菅傳

堀河院

○神皇正統記ニ第七十三代第四十世堀河院諱ハ善仁白河第二の子御母ハ中宮賢子右大臣源顕房の女関白師実大臣乃猶子なり丙寅の年即位十歳改元この帝和漢の才ましましける上に管絃郢曲舞楽の道をきはめさせ給ひけり神楽の曲をハ今に至まで地下ニ傳へ此御説より天下を治め給ふ事廿一年世をしろしめしき

高倉院

神皇正統記ニ第八十代第四十三世高倉院諱ハ憲仁後白河第二の御子御母ハ皇后平の滋子建春門院と申贈左大臣時信の女なり

中略

漢の学をもこのみて孝行の御心さしふかくおはしましき

菅原のこと〔朱書傍注〕をたのしみかくなしけり名勝いわれて稀なく世に
もてはやされけり 廿一歳ありしとなむきこし

神山多仲

名長庚字ハ東巌山大明院宮につかへまつりて書頭座人なりし
が好事につくゑを内藤山城守より御内人挨拶をのへし其の子新
左衛門ハ跡任せり宝暦九年十月廿日卒 名山東西寺に葬
別号をもて蘆聲といひし其の墓にも芦聲後哨と彫りたるのミし
加ふこの道の雲のまへをえて さて墨田川菅原の花もかへりみ
ましきかりし好まれし家をも庵となしらつまその家を合歓樹といふハつ
つくしおのれか老くしてそたへ其の栗を石歓喜とハ此のめり 歓喜ハ
婦姪弟也いふ其の母とも

紹鷗

[illegible]

一閑齋紹鷗（ぜうおう） 武野氏にて泉の人名新五郎
若狭の武田因幡守なりしか遠き子孫にてやしく
おしろ入道ハ人の主なりしと云ひしをてかく名を
けれ武野と改しあんなり紹鷗庵水精縮矢中有ニ
白鷗宗似我といふ句によりてかりそめにはくと名つき
一閑齋といひけるとそ
[illegible]

武徳編年集成 卅三 木村高敦 弘治元乙卯年十月廿九日茶道の宗匠
武野因幡守源仲村入道紹鴎卒ス 于時泉南堺津ニ住ス

茶道書序云従五位下因幡守仲村武田紹鴎 改武野姓
ハ新五郎といふ五十四歳卒 紹鴎 十月廿九日卒去この人若
年の時堺を出て京へのぼり室町夷堂（エビス）の辺ニ居て
世をのがれ茶湯の風雅を好み居住せしけるが剃髪し
て大黒庵と号ス 又紹鴎と号す云々 天文同し 松本
珠光の門流ニて宗悟といふ人ニ学ぶ 松本宗
悟といふ 時人多く学びせしかれを紹鴎友として
去る云々 ○武田系図
仲清 源仁 — 信清 — 仲村因幡守 改武野
○山城名勝志巻廿下 大黒庵 室町四条小東側 近
世在夷堂故云夷町 其旧家也

千利休

墓ハ大徳寺ノ内聚光院ニアリ

山城名勝志ニ利休居士　不審庵　在院北紫野寺南　旧居所

泉南之居士宗易堺人也　俗名与四郎氏ハ千ハ　宗易号曰利休ト

嘗号抛筌斎云　不審庵　元亀年中正親町上皇聞欲製茶

器召而賜居士号　信長公召而賜采地三千石

○利休居士肖像賛　古渓宗春　春屋宗園　頭上巾子中扇厳然遺

像旧時姿超凡且坐喫茶去若不斯翁争得知　居士天正十九年辛卯

二月廿八希年而逝矣

居士　千利休のこと

千宗左

利休より八代目なり茶事の名を述へり

千宗室

宗左宗室二の名人の流とハ千家と云京小川通
本法寺前町東側ニ居宅居

珠光

○京所謂茶人之足利将軍義政公の時銀閣寺にて
てはかりて茶をすゝめし事あり義政公の北の庭へ出入りし
時の人之差ハ大徳寺の内に珠光庵有

ノ貫　　別號ありと云

紹鷗の弟子にて茶を好き千利休と同し時の人之寒貧をきはめ
し堂に茶器に茶具を入て…をもの…
これを世の諺に…のものの…といふ

○茶人雅流に新古…茶の名手ノ貫流と云時に…上京に坂本に
とて茶の席を好む者…を見付たる茶の席を…初ハ…
好事家とふ…ノ貫と云一漢…の好…之ノの
字偏ハ…今に及ひ…といふ…

○薮中斎叙仲紹益　千利休ノ人之紹益トテ六代目薮内
紹益ト云是今京都西洞院の書通下ル三丁目澱居町西
側ニあり世ニ下流といへし

小堀遠江守
大有宗甫
墳ハ京大徳寺の内孤篷庵ニ有　東都法泉の石文誌す

吉田儀兵衛　今南宗庵

堺ハ京大徳寺の内三玄院ニ居る

○禅應

並與源同時の人

茶杓の作者也

○恵史須賀

紹鴎と同時の人也

茶杓の作者

○養仙房

堺の法花坊ニて宗易と同時也

茶杓作者

○尼川

養仙坊の弟子也

茶杓作者

一竹保　茶杓作者

佐目牛井寺の人にて豊臣太閤より御茶杓を賜り天下一といふ古田織部正と同時の人也

茶賛

後朱雀院の時に当り惟宗孝言といふ人文学の聞えあり茶賛を作りて其の中に蜀茶伝せといへる事見ゆ

韓志和　かくし玉〔お〕

志和がとほつ祖ハ神功皇后庚子七年に来[三]韓国より帰化せり今のよりて韓を氏とす韓の本名加羅といひ信従兵し出せりことも飛騨国大野郡の人とし

今案ずるに杜陽編仙伝拾遺にの王唐の穆宗の時飛龍使韓志和といふ者ありもと倭人にして機巧の妙を得たり木をきざみて鸞鶴を作りて飛をも鳴かしむ穆宗召て見んと時に会よりて[蠅]虎子を出し梁州の曲に行はせて舞しむ又縄を以てしめて宝器[銀器]名を[賜]ひしか宝をうけて出すと悉く捨てて行方をしらずといへり穆宗ハ皇朝嵯峨帝の御宇に行ける者なれバ此韓志和かれども三韓の民なれど皇国に帰化せしか又鹿和にも移りしと見ゆ

伊勢伊勢守　並同名貞世　礼儀式之事

○当家諸侯ハ足利将軍尊氏公の御時代よりして伊勢伊勢守
為中の事務をとり奔走し義満公の御代に至りて殿中
の式を司り始め給ふ伊勢守ハ一ト立たり都事な
しまたる有職の者となれり所司代人等殿上の式等ハこれ
に付伊勢守政国を召する也事を問武法理を尚ひけり人々
諸事是へ取奉せとの都是を学ぶ者多し勤め伊法を伝
ふ事に子は伊勢守貞世と云ふ学問しまひとしく弓馬故実に
る武法を進む武士の武法也一ハ弓法是ハ弓法ハ新羅三郎
義光公の伝来有小笠原取合せの流れの者二ハ弓法を明
し嫡流之服装礼等を始として大礼を始め事に右方将成
節り及衣服の流義を述べし事立て伊勢に書れ
ならびの将軍家の礼式ハ当規文を立つ
○伊勢伊勢守貞孝より子孫に伝えを投して是を小笠原

当家迄も傳て其後小笠原ハ武家を出て伊勢流小笠原流とて足利
将軍家断絶して伊勢家ハ絶果ハ絶て小笠原ハ立不
を以て古今年年来小笠原家ハ計にて見え候様子を照る小笠
原の礼と人皆存事ニ迄之小笠原ハ弓法ノ一事にて諸
事ハ伊勢の初總之と云々

伊勢殿　　諸禮家

平家故實ハ伊勢殿和来候と云　抑当祖父伊勢　伊勢守貞
孝と申者ハ将軍家代々節付鳥帽子懸け政所の職人ニ云々　諸式
法方諸事任其代々ハ君方御所職と諸事進め申太父と云う
十代の僕ハ従四位上ニ叙任　義輝公御代三好松永反逆して剋貞
孝并嫡子貞長山城守長坂ニ於て与三好合戦仕父子共ニ討死
其次男伊勢備中守貞運ハ於山田原天正十八年春討死父
三男諸国ニ至る岩山長床坊住職ニ右立別所当祖父ニ而
乃居る　大神君駿府ニ於て五郎時候ハ伊勢氏と共ニ奉行
其後ニ京諸国婦孫と俱ニ御在　所職ニ而小貞子其住居　　従
御目見下総守貞好嫡子相祖父諸惟より当貞子と住て御郡
之御前にて直ニ相勤此伝ニ付諸惟俱ニ家督相續仕候
祖父諸惟　今住此様伊代諸禮法此身ニ而ニ在る諸大名

之次ニ御目見仕候　此時土井大炊頭殿御請取ニ而大炊
大炊頭殿御挨拶被仰渡候　大猷院様御代ニ而
右御座候ニ付奉行衆ニ而御書院番衆被仰付候御断申上候ニ付親父
御預ヶ之儀申上候ニ付古記一冊ヲ差上申候　右之趣ニ付家被仰付候　二之御
未御座候ニ付　惣領又助儀ニ而候　寛永十二年　御書院仕候節
沼田御預仕候節御目見仕候　右之書付を以テ御尋之節申上候
無之御尋ニ付申上候　病死仕候　父跡儀ハ　右之通之節御目見
仕候節　病ニ而相果申候ニ付　奉行衆御断申上　御取次
ニ而上ニ而右之通病死仕候　此者　御目見之節　御　人ニ而
申候

雪心居士

○艸山集廿六　雪心居士像賛　兵聞

雪心居士者天下聞香人也時々横篆烟坐断九衢塵又聞蓮花不思議香深薫精神嗚呼居士今安在哉衆香國裡客耶蓮華化生身耶烟盡火滅妙香薫不眠[泯]

志野宗信

絃[illegible]師

○宝丸集五　一条北小川絃[illegible]師ニ有 賀茂光栄女(陪)　昨明

相者　天皇ニハ何(私)地仙相者[illegible]ニ[illegible]

伴廣平僧洞照等の相者にしたかひし也　宝丸集七

按察入道実教

○明月記嘉禄三年(安貞元年)十二月四日　今暁前宮内卿民部云按察入道実教入滅(自去月患口瘡腫云々)　日本第一ノ管絃及足于悲歎于声雖不知漢字兼寂菩提携糸竹者也　生世之初(超)俗之志不懈清廉身口無説已出家以後於出仕而已永不止於事(夾)古老之一人也年七十七云々　昔不過七十八者古老之一人也年七十七云々　至以此可悲可痛云々　六日云々　今朝告信説云不復命于兼忠顕録瀬浄俗浄修浄修正念称揚云々　寿永二年叙蔵人頭転蔵人頭右近衛中将文治三年叙正三位　文治元年任参議　建保叙(私雑波宗)長三位之年無子世於蔵者悉除之人続子孫恐於口付於実無頼人倫之不祥之大法違可痛可痛云々

平郎西遊

蹴鞠に名高て何を作り蹴鞠の書をかきけるハ世て粗等
ようその中井卜岩と同じ時の人て

○中井卜岩粗等集上こうあちし ちとこいう老世中ちとける人之
いう人の所にて奥行すりいろいろきうてをそし給ひけれハ諸
まりと之ハ云ふ蹴毬と所望しせられまして
柳老姫の時もしまりけるとの人きよや霓裳羽衣らしの曲

鞠之次第

○甲陽軍鑑 巻七 品十六　鞠之次第

鞠之樹の事　同図二

軒与樹の間事　鞠を人に渡す事

同様之事　然ル鞠こほるゝ時の事

鞠を渡す事　風吹時鞠を上る事

枝鞠之事　切立切立る事

鞠之次第

一懸の樹の事 或ハ懸と云ハ桜柳楓松也 又四季の
本立と云 同木二本ツゝ立る也 是ハ細なる雑木也
ここのあと雑木にハ 柏椋椀など 常に植る木也 但師
のあんなる人ハ 扣へしまたすこしも事なし 本ハ寄宅の樹

南

柳　楓

桜　松

柳　楓　屋

桜　松

柳　楓

桜　松

惣て陣屋の方之南面の庭とも何れもたしかなれは
東北のあたり又堂の前之いつれの方にし

南

楓（かへて）ひのき木

柳こりと

松いちゐ

梅うしとら

楓

柳

松

桜

一 鞠と樹とのあはひ 一丈四尺二三寸許 毎座の柱よりのとえ
ひすかゝは縁の際さをのきにして 申しの方の柱より
丈餘をおきて 木と木とのあはひ二丈ちかく二丈一尺より
柱え し又座もちかきん所にハ一丈九尺八尺よりも間あれは
らハ鞠と樹とのあはひも 半分よりもてつもしれ所をやりて
極まりあるし 木のさき一丈四三尺位し かゝりてまた
かゝり一尺三尺人三尺人さへともいきてもくるしからぬ
らるゝ後ニすへきかりさけさのを当年にきる事あり
一 鞠を人の渡す事を見るは左の大指と人さし
指そ つかみて くゝみ指へ指を指にて指まりの肩
をかゝへは中子 指てまりの口くりを上へなして左の手
をそへ 中蓋鞠にまつきんとの袖をいれて あの ゆへき

あて出しきこ きて人のあしてたのひざをつきて鞠
のこしを左の手のうちにすへて右の手にまりの大
のふくらをとらへてすこしさしあてゝさし出しつきし
一 同鞠を請取事人のさし出さるを 草を太の又指し
人さし指をてつまみて さて我の手をそへて 足経のま
をりをんて右膝左の手の方にすゑて 草為二つ三
つきて 又太の手の方にすゑて 左の手にて まて入て
見事の口 鞠をやへきこ
一 かゝり 鞠をところもし 入る事縁より かゝりて縁のき
はより ところをたるもまた縁の上より ところをたる
もかゝり時 すられの内よりころもし出をするもかゝり時
ハそこをきそを 鞠のとおりたる 指かいて ころたちたかより
木のあたりころもちるこるゝ 時 鞠を毎ハ四本かゝり

の中すこし丸ひへとしころもたけ時ハ足付へ此とところ
ふさ/\めまくりて足付鞠まりの鞠にしくへまいらし
是ハ秘伝也

一 鞠をあしらふ時ハ力をくし扇をとしぬきて内の者腰下ははさ
せて鞠の出やうハ人まはるゝへおそて出やうにおそかゝりの四
本の木の下の二本のへるを一人と命ずる力より執の方へ向ひて出し
四本の木の下にて出し時ハ先左の膝ひさをつきてさて左の手を
つき左の膝にて立たる鞠を請つきてまりのとこを上へ
あげて其葉を上へあげて左て一足へきまりの人数の内に
ても内との時ハ四方の者も出し但此事の人数の内に枝に

一 風あらく吹時鞠を下に落しても拾て出てひさをつきまりを
つきてハことに此お左の手は同しう膝をつきてさて鞠を蹴時
もおそて出やうにふくらを上へあげて其葉を我前の方へ

あげて後へ内のつの枝にて丸之風なく吹なりとも又ころもこ
しよし鞠ぬし

一 鞠の枝にかけたる時ハ鞠早くりて落ちきこ也早く早を
とりて弐の手にて中を上へあけ早くに左の手にも肉を下へあけ様
まりもたく左の手にて早のもを早く早のさきの出人の方へ
らね様に出の内へ鞠の落る早くきこと落さきこまり其
たるもしても落たる枝を走り又こいろひて落るきこ早を
もちて出る時ハ早のこゝを落ある早にはおちきこ切る時ハ木を
さきこもあるきこさあらハ拾ある時ハ出人の段前へそてもま
あてつくりて早の丸不落様に扇なとの様に分に其あるうる
あらくにてもおし

一 切立とハ竹の枝をおのへ上を切竹のかつきて一つもを云
切なは竹の枝をきのまゝあつちといふし

天正三年乙亥六月日

宗植(?)渡之(?)書之

本因坊（ほんゐん）

京都の鴨川端より東へ入仁王門二条下る所寺町中寂光寺とて日蓮宗乃寺にて寺領四石ありける其の塔頭を本因坊とてそこにこの住碁の上手にて家道となりぬ今におひて囲碁の家となりけれバ今住て東の目様ゆゑ居宅をわりて住居を寂をさして住僧し

○和漢三才図会 山城仏閣 七十二巻 空中山寂光寺 在三条新地木涌山妙泉寺境内

開基日潤上人　碁所本因坊

当寺住持有日海上人名道碩者善囲碁信長召之任法印賜禄始称天下碁所本因坊而以来不抛経学以巧手者為嗣 皆以道字碩字称之 貞享元禄比有道策者自幼天性善碁遂為道悦之嗣矣云閲唐玄々碁経及本朝碁経其弟一者労於道策也可一二石然則古今未曾有名人也

池坊　いけのぼう

世々立花のぬしとなれり　その始ハ専慶法師といふ人をこりてはじめしを　後専好といふハ当時の風をあらためしとなり　今も世々専の字を通字として花の上手につく事なし

中根丈右衛門

名元珪字ハ平璋號ハ律襲といひ自ら白山と号す

学は名家を專らとし享保の時の人京都に住せし人なり 算

特命を蒙りて来りし〻て進呈せり 徂徠物人と同じく

暦算の考を以ていへり 經史算術の度量衡等の校訂

も時人の知れる 著述多く 律原發揮の類也

不祐

京都六角堂

古寺臨定の或之不佐り三代の住寺にて宝暦ハ全佶と号す貞享

元年甲子四月吉死四十六歳之法名ハ即性菴真空不祐居士

といへり

本阿弥　　　　ある人いはく

○老人雑話江村専斎述 赤松の善光院殿を殺せし時ハ能ありて将

乃祖の中ら判殺せりとぞ此時従者の常をられし摂られぬけ

両党と云名跡之本阿弥と云ふ日明刀銘を見分かれり

我が家なりけ出でゝ科りて禁獄せられけるを徳寺表を

為て板画光と云ふ本阿弥は蓮宗ゆ坊僧まうけ此獄中よりとき

今世ゆ今の世ゆ刀剣を鑒識まう家を本阿弥某といひ

て本阿弥と氏とすこの外世ゆ多くしまして宗所本家の時よ

刀剣の調書を許しありとにて言にかしこくて本家よ

はじしことよはこれて如くふれるとく見えたり

饅頭屋塩瀬林氏林和靖後裔といふ説

童子問 木下菊所 林和靖後裔何笑史曰陳嗣初太史家居有求見者称林逋十世孫坐少選陳取林傳俾其讀之至和靖終身不娶無子客黙然嗣初因贈詩曰和靖當年不娶妻如何後代有孫兒想君自是閒花草不是孤山梅樹枝今江府鬻饅頭商塩瀬称林氏為和靖後孫殆似斯客亦郭崇韜哭子儀之墓之類乎有愧狄青不妄認遠祖也

又万姓統譜亦曰林逋不娶無子教兄子宥登進士

鶴松太夫

浅井三代記 十五 下野守久政切腹之条 下野守ハ座敷へ出て福寿
庵を召され盃をかはしたまひたる小脇差を取出し久政に
差上させ申ける 爰に村鶴松太夫と申舞々の上手ありけるか進出て申
けるハ我等ハ御恩を蒙る者に候へハ御供申さんといひやせんとし隙を伺ひていつも御伴ニ
もつまし只今とも御供をつまし と申しけれハ御身を立けるに久政笑を
こほしともかく仰けれハ福寿庵ハ申しけるハ福寿庵鶴松にさらハとて
せけるさて久政腹を切給ふ時之ハ福寿庵介錯して其身もちからをとして福寿
庵も是を腹を切れハ鶴松介錯して其後ハ同庵か腹を其以て恐る
ニて一随下の縁ニ居り腹かき切てうせにけり

呉松紬後

只村市新雅話上　これまり思ちこ
大閤秀吉の名古屋ニ於りし時呉松紬を
と云て[illegible]　[illegible]を[illegible]して[illegible]
[illegible]これしと云ふ

観世黒雪 雪

老人雑話 只村市新話 観世黒雪ハ京雪ノ子之宗雪子孫ノ保生
等ノ子を黒雪子上云三郎と云黒雪ハ三郎ノ[illegible]之宗雪ハ三
郎ハ東照宮ニ陪従して[illegible]九ノ年[illegible]して[illegible]
観世の家ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]石清水の大[illegible]
[illegible]ハ京雪[illegible]ハ三郎ノ[illegible]之[illegible]
の事[illegible]

大蔵石系

老人雑話 只村市新話 大蔵石系ハ[illegible]楽の家ニて[illegible] 參
石系ハ小鼓の上手之[illegible]ノ[illegible]古今の上手
と云人ニ[illegible]石系ノ[illegible]年[illegible]下[illegible]石系[illegible]
[illegible]石系ノ子ハ[illegible]の子ハ[illegible]
[illegible]ハ大蔵の[illegible]
[illegible]

宇治ハ云龍とて今の七左衛門ハ大夫より伊勢の国の若之道名
家ニ大の序ニ鼓をすてよき鼓ニ成んとて数へ弄し七左衛
門よりは習田あるよりて一云龍弟子いくと云ひ小鼓ニ名立
大龍名家道意ハ石入と云者の子こ石入今春及筆の名之
龍ニ取ハ二あ増か弟子なりしを石入同く弟子なくして二あ増か師こ
の指ひか弟子となる 二あ増ハこの指ひといふ者の弟子也

樋口　太鼓の上手　石井了雲
幸清次二　二あ増弟子　鼓上手
小次郎　笛師　嬉子師伝部　弟子了雲
観世又次郎　鼓
一噌　幸清の弟子也　懐中庵已前の者之一噌流之事りてより午庵子
とふ笛吹も声を入り一噌笛吉ぞ泉本能ありと云　笛の上手
ヘリ――――とて
太喜しくハ老人雑話　江村専斎話　子喜しく見也

○竹斎物語上　又或月をえんて　あれハ囃の者を呼えける　役者の疏に
これも　鼓打ハ新九郎こ田もこく七左衛門か九助三小左衛門諷の
府ハこれをたいりの大夫石介今春　右三十鼓ハよく杢彦吉兵衛
権左衛門大鼓ハ太右衛門小笛こまそ嘹子の大事ハ宗事前
乱拍子程との乱吉こと六条七郎吉ん出かひして御の御
すそのうちふをい一噌こそ召れける

越前掾に
貞淳出而に　ふり元
ふりいおめてといい他者の名之越前掾に
云者計ーとし、

石村検校
○竹斎物語に天下一の名人てあれハ検校たるまて少くも井六
ここに胡弓にてやらし、たる事　石村検校来て弾の
調子を弾らなへにたるハ今の三味のたるつきハ胡の音をはなけり
西村沿ものたるやりたるこそのたえとなし　中にはさんさらちさらつきに
出て初くてて歌ひよれハ又さんまるもとう申す所に至る
今世にて行ハるる事なる

大業宗勲

尺八一節切(ひときり)の名人なりこの人ハ宗遁と云ものの一節切ハ
今に伝ひ所持之者宗勲も作り名も作りて天
一節切の出を行ふ事大森宗勲といひて正節所流
の開祖の人也

今宗ニ宗勲が作の一節切ハ名物之其中十三管
ありといひ一年分の正作を見たりしに高雅な
る竹筒を細くして宗勲ハ小楷にて認め書しも刀
事之古筆ハ見るハ知る也

永閑

永閑ト云ふ浄瑠璃ヲ語リ出せし人也この弟子ニて其の流の末
ニ伝ふ事定ハ今ニ有り

隆達　　　てうら川　　　月栗軒

或書云高三隆達(タカサフリウタツ)とハ日蓮宗の僧也還俗して薬種を
商ふ小歌の名人也一流うたひ出す隆達ぶしと云之

○相伝隆達一作本省三郎云冷泉為久口説 又ハ云堺の隆達月栗軒と云し者弟
師として歴々之者多く也 時うたひ初を隆達と云ふ者なり
雅楽より出て以来 但ハ隆達ハ一子の小歌の作之者なれ
とも今時の小歌とハ格別也

○攝陽群談 隆達十 和地古記云高三隆達古流 西成郡堺北村本町ニ住
而住む隆達ハ元来日蓮宗の僧泉州堺顕本寺境内に住せしか
還俗し薬種の商店高三(タカサフ)氏の家に入て後号隆達
とよばれ隆達節をうたひて世に弘めて小歌の一流を
謡ひ出せり今の世に隆達節と云ハ是也

河東　河東節ともいひしを河東を略して表徳とも
　　役ハ表家の象書之

河東ハ表徳別号也 本小田町に住ス伽羅屋ニて天満屋十郎と云
浄瑠璃をかたりしか太夫の名を十寸見河東と云 河東の名ハ
より起りしとい(へ)り この河東か語る所の浄
瑠璃を好みて夫婦ともに語り出せし河東ともいふ者を
とげてふかせし一派を江戸半太夫の浄瑠璃と云ふ者より
起り二代目を肥前と云その弟子を半太夫と云ひ浄瑠璃と云
河東ハその弟子にて時節をつゝしみ女子のため語りて
ませしものとその前ハ土佐半太夫の弟子の女子の語りし
のを語りこの河東より始めて婦女のかたりしハ多し
薩摩浄雲の弟子と伝へて浄瑠璃と共に浄瑠璃を語りし
語りしハ其口より語り出すとハ河東か語りしハ尤也と
このかたりを河東節と云ふ事と尊びて今に至るまで語り

とて二世目を庵室ニ御家元といへり古来某と云ふと永軒と申人
御家をつきて家元ニ貞傳一派ノ大芝居ニ出ける
岩佐源四郎と申者之御家元目ら云ふ事ニ出入ニ及ひ之と云し
とて替し候ニ付て門人に遊く加れ候と云しとて四十年
まりて五十を病死す其後御家元の名を嗣と致ふ哉と云
新と云やうの流庵室ニ候と永軒兼而出して其庵室ニ二派
源と一致しくるさりつきて源四郎と名乗て然るに其時永
軒と源四郎と立会申て庵室ニハ其年より〇〇ニ別れて一流
立へしと云ひ源四郎は其れまて別れしより其時三
味線弾も改めて言へし此とこの時庵室之元祖深遠
の道言ふと云ふ附して御家元と相成永軒ハ文庵平郎と改
めけり其後は古格と相しとて其の後三代目ニ宮治御家

素ミ上手なりし故我物いふし故ニ大芝居ニ
出の御座をして大夫の相成いよし其を一ニ
永軒ハ御家をつきて死去してとて宮治と称し永軒
又名乗りし
甚久之四代目御家ハ得し称とて古来ものゝ其ニ五代目
若衆御家元と云る六代目の源御家元
平四郎として新底之御家元を継ぐ七代目の御家ハ
蘭家として世ニ其名家と云て二代の葉流の名をつきて
宮治の御家出宮治と云
宮治ハ元祖御家元の名にて四代をつかれて葉流一同
是を以大夫として葉流に

国立公文書館
National Archives of Japan

西川藤蔵并藤蔵の弟子の事　宮崎伝吉と云ふを師
とせりこの
伝吉ハ本ト山彦といふ他の三味線名の名之七十年
て死す　藤蔵ハ其人そだて　ゝ人かゝ此妻も子と
出奔す（伝吉ハ弟子あつかひ松永秋山と云ふ事ハ源吾ト又めかし）し其外伝吉弟子永元中たかひて初め二代目
河東節と申して後文の時永軒と一生たかひ申すき弟子文
右弟子の拍子三等して後永軒ハ松浦治兵衛ニ　か
へられて三味線の師也ハ当道之医師の事とて
是れハ素人なれども藤ハやめてその沢辺藤兵衛
まし当藤ハ此也これより藤ハ十五にて弟子して
かふすうハ弟子ハ人のとして沢兵衛ハ仕業を云ふて其ゝか
まゝ右申ても其れハ沢兵衛として伝なと与て申き
かハ藤兵衛とさて松浦治兵衛の弟子して　藤式りて別名二ありし

諸の拍子清ひてまの時永軒と善蔵辞退せしかと名
れ申し源四郎ハ弟の藤蔵のゆるしとて可くゆる
しぬ　源四郎以の外立腹してなにとぞ本門となりて後
河東ヘつきて永軒をたのみとて実に沢ハ源四郎を
いはせて立合ふてきかんとし　なにかとてまかせり
元祖河東ハもとより永軒までも伝者河東なる子交とも
素人の侍なりしか沢四ハ伝者同様にてせうし支くを
芝居にて三味線ひきをして中古沢文に
いろしろき仕兼永軒の記事妻のあといふ三
しるひとへりして芝居を立てて　する者は
これ名二ぞうし清を立たり　鳥羽の弟子之源四郎に譲る
つきかせ二代目永沢も伴奏せしに源四郎河東の文庫に譲り
婦きハ同居ふてせし　本静ふ様りて世之記録様なし

かゝる人出雲守座敷中へ行し帰去之へしと云若此儀をさし
その弟子の腕しとて江崎の御用頭方へは猿楽師能け
三人を給中抑郎は摩弟鹿子紙にしけりのとそ

妻鹿孫三郎長宗

○勇力

太平記ハ妻鹿孫三郎勇力之事　播磨国の住人妻鹿孫
三郎長宗といふハ薩摩の氏長か末にて力人に勝れ器量世
に越たり生年十二の春の比よりこのみて相撲を取けるに日本
六十余州の中にハ遂に肩を並ふる者もなかりけり人ハ類を以て
集まる習ひなれハ相従ふ一族十七人皆世の常の人には
越たりされハ他人の手をまじへずして一隊を作て六条坊門大
宮まて攻入けるに東寺竹田より勝軍して帰ける六波羅勢
三千余騎にとりこめられて十七人ハ討れて孫三郎一人そ残りたりける
かひなき命をなからへて何の用にか立へき一人なりとも生残て
に後の御用に立ぞと思ひ返して只一騎両手指をさして
けるを六貝治物の訪牢人之勝手て出合けるその中に年の
程廿斗なる武者只一騎進出て懸りける妻鹿孫三郎

ニ候んとて立寄て隆の御子承けて雨を掻取て中をおもしろしせん
先き宿をさし返て隆の上をつかみて中よりおさへの上三三所
ありける折ふしける時武者ども若きものどもみな出あひて
守宗綱の館をさして逃けりを隣の者ども同じくまかり出て女どもも
数ばかり一騎ありけれどもて二たび出て殊やまてまかりしかば八すぎ
先をせん諸共といふ二て左の手にて捉たる隆武者を大の手ニ
立隠て見えと段ありければ此ありける武者ども上様の上へ投越て
然の居の中へ見え好ましれ中へ逃入れたを乃んて守宗綱の共
ありけり同時ニ一度に門を追返を押して逃けるもありける

相撲

宝物集七 一条院御時相撲人私宗平 三宅時弘 伊勢多
賀経世 公成 恒則 三春時正 秦経正 上手号大井光遠

伊賀入唐 新待賢門院綾女 薩摩守伊賀入道が女

吉野検校主殿頭ニ仕つかまつる一年武蔵の国に流されて住けるを聴し
ありし時に婦くだりたりける折ふし人と相山をまかりつかはせ
のひたりに女院新待賢門院の御子に 御供をかけて住つきて
女房たちにかかりけり吉野川の橋一万ばかりに流されて
あけるを出合ひて此の所に立せたるにこの舟その
ありけりの投橋の大柱をかたく持たりして女院を負ひまつり
て人々あまりて見ひ給ひ渡す其の時の大柱を其の人の
六郎ニまゐらせて此の話をば聞かれかなまて申すにいと
つゝめしきそそうけるには居るほどまきの中の妻子をせんとす
ありけりし

大音寺ノ三人

○吉野拾遺巻三に　昔西大寺に静安といふ比丘ありて

常騰法師とてかしこき人なりけり　一宗の為要をうけ学びて

平城に還り比良の山に寺を造りて住せらるとぞ　其の静安

法師は併名仏を造て　九品の識せられける其の寺比良

の山より華関まで皆へて　仰れは上りし　其のたの

ありけて仏をおくりてのこすまま　法の為さし此の西各

としけ侍へり　昔光仁天皇の三つの養賀の寺大和より

名所の仏道までけとし　東の王の記にも見えたり見らるか

古今の又大郎　太の寺へ　十年まで偏て寺

りつまく

水練

左衛門尉康方

吉野拾遺巻二 三右 此御時のあはれなる康上人何事にもすぐれたる
もせあひ吉野川にて船をつらせて遊覧ありけるに左衛
門尉康方がおよかりけるに船の舷を叩きて興を見て何事
までをもつくして魚をとらせて奉りなどせさせたまふ
り網よりよろこばせ給ひけるに

後藤庄三郎　寿らん庄市之丞

玉秀諺二百九　天正壬午年七月　東照宮御堺におハしまして
御在坂の時ありて京都にて信長公明智光秀か為に生害まします
折ふし従士を害ありて　大将太夫ハ御人数わづかにて伊賀の山越
にかゝり御帰国の時参河岡崎にて御供つかまつる者三人有　大橋左
衛門後藤庄三郎小笠原小笠原陪臣に従ひ庄三郎光次
ハ金を以して小判を造り判の製法をお勤め天下にて御町中の
三年造りの後一たる　と伝へられ寿らん庄市之丞へとりまとめ
後藤庄三郎後藤にて金を吹として光次の下を定む京都御
依頼まて金を吹きり吹き方の作法を後藤家にていふ
後藤の判を而て世上の通用も大法十二両銀の定志へす十
二両程の金として色とも金の色悪けれハ判をせず砕けれハ苦
西よりの貴賤諸万事を換へ多きに至し十二両程よりハあ多き
より仕立て判をなし故に慶長判ハ十二両二分よりハ能き後藤吹と云

小判ハ位取ニテ是ハ勝手ニテ渡候人請定の面々の十二両取ニ
代官居と合せてハ何れも合せハ足りまじく候

桜井某

○武徳編年集成九　甲陽軍鑑ニ云　信玄ハ水野下野守信元を謀
し　佐川家之調略し桜井某を以て刈谷の信元を殺さしむ氏
其謀にて内通の士を謀殺として云々　然レハ水野信元事ハ武田家ハ
是より九年以前の永禄三庚申年六月前に戦死しける桜井ハ
信玄へ入れハ甲陽の説信しかたし　かの討死の者の子源左衛門
宗俊ハ三四郎康忠といふ

武徳編年集成桜井
康忠の事ハ追考

朱座　小田助四郎

○玉露叢證類ニ朱座の起源を云　堺の小田助四郎ハ参州の浪
人也　三河譜大概ニ広忠君の御時大なる御役を勤めける
忠勤あるの御代にありし後に忠節を尽しけるを賞して広忠君より
次に広忠卿よりこの小田助四郎ハ関東にて永代の御役を勤め
西三の関東を期し世上の風説を大に聞きて御朱印を許し上けり
広忠卿よりハ此事を存じて御朱印広忠卿より方より召の役を
を相続せり　此時信長公より御朱座へハ消えて後に相続して
うかゝひてらる随て御朱印を申て比叡山の朱座を焼亡へ成りて
是より朱座を天下に一統の朱座を預り堺の座を
被仰付の朱座長支ハ御朱印の一族として名代として守
るあまり朱座を預り其職を守りしかハその子孫段々入る
を継ぎしくとも御朱印ハ其代の功をも申立て続き列す事とも有り

多く縫子御宿ノ一人の産として 纔人生を慎ミ手を枡井せしる
年疋ハ夢斗十四年己ヲ五月ヨリ 初ヨリやこの御宿所聞者
を修ヨリ名大殿の宿ヲも 業の命を写く囲ミて大殿寺
是ヨリ堺の陣囲を作り手家ニ又右リ来て堺の住居を
て業人ヨリし○ 南部竹川町朱宮方汰仰しニハ みハ五世ー
祖父後人生き光を逆結ヲ以伝古より 此後ハ白須千梅花
住居上京せ及りしら ヨ手ヲ猪をヲ之す在物し右ヲて 出
沢七右梅花七まとるや 南宮句出来業宮 城して憑話しき
以来ヲ半寿方の以上町ヲ附近の頼ヲ手ハ語らヲそと云

大仏ニ水　　筆子師

玉房御禮頌ニ 大仏ニ水を私ハ慶長御ととく 参侍ヲての風姓
之武将係の以外ヲ立て足を踏跣ヲて打れれ居ヲ酔ヲ手
三百名の所地をなしたりし 先年ニ数多右せヲ打し寺方役
者役をしれ手その妻女業子 御機嫌伺として 候を携へ来
ヲしり附候居所ヲ入ヘしかハ 毎房仕手られぬるを 天正十八
年庚子ニ御入 御打入すて 御城をもて受へ入き由仰
ヲきましかハ 温泉ヲて川越ヲさて毎房候てすなるにぞ
を落ハ候とかされてヲれしに縫子 御筆子老とかし
かも女の聟ヲてあヲしら 鎮同所ニ居出を下され 当国を節
しら 光嘉院様の御代より 男の制をあらかヲとりや
今梅ヲ亦ヲし古来しより 今ニ水ニ於ては 候ヲヲ氷江
為しヲこの所ヲ 若水の井すること 子と寺ヲはワヲり 火除

こめよ掃地とちるへてを水すく舞ひて川端中へくらら 飾羽を
しめてを水を上けるハ世を名われらし 白拍子をも繋
ゆりし塔之川端にてこのみいろて王之へ入りんとてそれハやむ
ろうとて 世あられて手折けよろしいふ

面打　めんうち
古年(こきう)　辰右衛門　赤鶴(しやくづる)　宝来(ほうらい)　今来ノ道ニ来遊スれ　とも名々の宝物を以て従て赤鶴の面も蓄をもし
春若(ちゆうにやく)　徳若(とくわか)　いせさし　比ひて　名ある来り
越前出目上手ニ続りしハ古作の寺土へ至ると云の道
咲代甲来祥

○諷世　全集
○内裏雛　大本卅三冊五十九と中北竹田服部の若人集
思しき年々六冊の雛を作り竹田ハ今も其服部ハ諷世之

西鶴　さいかく　松寿軒
西鶴ハ大坂ニ住し浮世草紙の上に花を咲かせて業
とせり自己より先の名を残せり著述の書
ニ十部のし元禄六年ニ死せし時の辞世
人間五十年の究りそれさへ我にはあまりたるに
ましてや
浮世の月見すごしにけり末二年
元禄六年八月十日　五十二歳
其秋作ニ遺せし栄華を刊して西鶴織留と云

車善七　乞食の記

江府諺語乞食の長吏車善七先祖ハ常州佐竹の家臣
車丹波猛虎と云車猛虎也ち子孫之丹波ハ慶長五年庚
子ハ関原の時合戦ハ郡ト上杉中被て家猛ハ以きされり
是ハ佐竹より寄事を起そうと之り家猛子上城中ニ佐竹も
銭少して参衆か老々佐竹の故因ハ門掃り付車丹波ハ水戸
ハ車一揆を発り當そ立てよ子孫入城当の事務押ケ
也いふ丹波を討取ね亡せ手孫在処ハ討死しその子車善七
ハ浪人出て　善修不知の所出るとして浮草を渡そ云
しく流浪して何所とも浮人者り是ハ足を捨セしめ之是
浪浦そ乞食ととせう成年　西海道の附某紹の業に入る
四上海を押しかの車は善七も事で変り存りしを
四首義龍の内に於て結号支てその様子を天間せられしかぬ

州玄離に及ぶよりなとやより上しかハ〔[illegible]〕人生るゝにきはゆ　上さことまて
の古白を得て后〔[illegible]〕にも依りて〔[illegible]〕ことよしまし〔[illegible]〕
かきたれ〔[illegible]〕而〔[illegible]〕し〔[illegible]〕の〔[illegible]〕に〔[illegible]〕たき
より〔[illegible]〕つき〔[illegible]〕の〔[illegible]〕しと〔[illegible]〕の〔[illegible]〕
き〔[illegible]〕大〔[illegible]〕の時〔[illegible]〕に〔[illegible]〕めらるゝ〔[illegible]〕
市尹用覚二委

○出雲国造

○一時隠岐ニ国造のゝの大己貴の父母兄弟〔[illegible]〕よりこの〔[illegible]〕
たら〔[illegible]〕世〔[illegible]〕つきて大己貴の祭礼をつきと〔[illegible]〕
火をきり神あそのまて〔[illegible]〕世〔[illegible]〕まて中〔[illegible]〕
国造ニ〔[illegible]〕と〔[illegible]〕し

○法〔[illegible]〕一路

○本〔[illegible]〕家〔[illegible]〕三位法〔[illegible]〕一路と〔[illegible]〕
〔[illegible]〕湖月尼公の兄也　東〔[illegible]〕寺ニ葬〔[illegible]〕

本阿弥

○本阿弥家伝ニ云、本阿弥ノ事ハ光心ゟ始ルと云、其先ハ菅原氏ニて
松田を以て名字とす、足利将軍家ニ仕て刀剱を見るの
職を司り、足利将軍義教公の時ニより て京都ニ来れり、隠居
松葉谷の日静上人ハ尊氏公の叔父なり、これへ帰依して法名を
授けられ、本阿弥と号す、其子孫代々継て本光ニの業を司とれり
文明年中、本阿弥 故ありて将軍義教公の怒ニふれて、此時本阿
弥清信を獄舎へ入らる、此時日親上人も獄舎ニ居られける事
獄舎の内ニて肥前ノ語り日親上人の説法を帰依して本阿
ニ人共ニ獄舎を出て、清信ハ入道して日親上人ゟ法名
を授て本光と号ス、光心ゟ本光迄ハ、本光と東字をつき
て刀業を家とする故ニ、松田といふ、本阿弥と氏号を
用ゆる、本光ゟ光字を以て一族の冠字とする也、光悦父子
子業を為、本阿弥の業三年を経て一族光を続く、光悦日利之

二字磨研之光ハ三字をのるゝし 二字浄拭これかくるにこの浄拭と
称す光悦弥光ヲ光瑳か一字法ならしむ 世を光瑳流と云
光をうして光悦光甫と五代たり光甫ハ元中院白諦と号
三年其子嗣光浄拭の字ハ相又光悦ヲ都て出りは草を嗜
ミ鷹ヶ峯の中則休息の所ヲ茶亭を構へて光悦ヲ寂
院光悦日蓮を宗とし光悦寺を建て本法寺光瑳寺の境内室
手つき光ニ其次光 其の次光通三印光浦と云ふとかや

○苅萱道心

○筑前国苅萱の庄加藤左衛門尉繁氏かゝりし浄瑠璃にハ人皆これを知る
筑州苅萱の庄の人にて松浦党人文武の達人なりしより世の六代を継
仁平の比ハしよ世をのがれ黒谷の法然を入て高野山の
御伝法聖山円覚上人を師として剃髪し為道と号す
其一子石童丸も悟て発心して道念と云
山苅萱の縁起ハこれによりて

○徳山藩 延壽院藩 四ヶ紀 同上吾 今日延壽内藩材治 記吉 異女字
防徳山藩 材场
○伊賀大目楊胡統世 同上正治二年十月廿吉
○肥前椿尓 村承補 叢 日上

○賀茂在親
○明記 建久九年正月三十 正五位下賀茂在親 父在宣 内祈貴

○大納　たいなう

○東山殿御中秘事　此大納言とハ花御所にての御事たるへし
慈照院殿臣代々御望時書写表ある也家さのミ存謂事ハ
乃ちうしき秘此大納言とハ当権納言時新納言とハ当今の父之様に
此是乃定まりたるとしこれ乃御極也

○此子あまたハ大納言迄の内朋とハ子知る

竹斎か名　三世相集 十二

曽呂利　そろり

○或書 嵐楼案 新左衛門ハ泉州堺の鞘師也 刀をさしへ
るにそろりと鞘によく合故に異名とす 太閤の伽の
御咄衆也
しかるに世にハ曽呂利と云ハ仮名ならん 嵐楼案
ハ又めでたしといふことにや 却而ハあやまり 或人ハ極め云
此のつか利坂坂の名なりとぞ 未詳

○中川淳庵墓　若狭小浜藩医

○若狭の小浜の藩医也初大をといひし淳庵なりて実名を
よび名として来ふ是之て其姓は大鹿首（オホカノオット）ととくすし
玄ふんの鱗ことこの家をつくし東の国なりしや宝暦十
年の春の流行せりこの子いやしく幼稚にて雑賞つとめるとき
小や同雑賞に春園といふ志ましき氏をひくて中川と
いひあま之きき君なりその氏をたやさじとなるべし

浦嶋子　うらしまのこ

故事部再出

○日本書記吉　大泊瀬幼武天皇雄略二十三(二)年秋七月丹波国餘社郡管川人水江浦嶋子乗舟而釣遂得大亀便化為女於是浦嶋子感以為婦相逐入海到蓬莱山歴覩仙衆(衆)語在別巻

十歳にて[illegible]

[illegible]

○自分書[illegible]

衛門[illegible]

鬼武　ねぎたけ

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○大臣[illegible]

○

○大別松　おほとまけ山川

○源行明集　大別松といふ人のおかしたりといひける

いかにして思ひ心にまつふんこ松の山のまちゐをめぐ雲

鬼武　おにたけ

○吾妻鏡何語　彼虎ハさこそいふとて東ハかりにい大

康毛といふ名馬よりまれ鬼武といふ居人まゐらめ急て

ひとらにまゐれなるし

○後三年軍記検閲

音阿弥　おんあみ

○元禄宝永記　寛正五年卯月十四日京糺河原法師ヶ身
三保谷ヶ伊勢の釈尊を拾諸下さ随て音阿弥共乱舞仕り
諸人与トて入ル也

久米仙人　くめのせんにん

元亨釈書

久米仙人者和州上郡人、入深山学仙法、食松葉服薜茘、一旦騰空飛過故里、会婦人以足踏浣衣、其脛甚白、忽生染心、即時墜落

徒然草上八段　久米の仙人ハ物あらふ女の脛の白きを見て通をうしなひけんハまことに手足はだへなどのきよらにこえあぶらつきたらんハ外の色ならねハさもあらんかし

勧学屋大助　并　了翁

江戸下谷池の端錦袋圓といふ薬を賣る　その始祖ハ
了翁といへる者なり　この了翁ハいとけなき時男根を切りて
大和尚の弟子となり修行をせしめ観世音経を血をいだし
てうつし畫て拝みけるを大般若をおこして一切経を納め
んとて異國儒醫の書までもおもひしに江戸めて異國中よ
わたしたるへしと思ひ中経の守をもとめて経蔵をこ
としゝを京都の黄檗山にも経蔵をたてけるが折ふし
らはしきて江戸下谷池の端に住みて錦袋圓といふ
薬を賣ひろめけるにはなはだひろくかけ遠くてとり
申しかれハそのちからにて一切経をもとめて弁才天の
社祠の木とるは経蔵を建ておさめてまたその薬店をハ
そのかはりて勧学屋と名づけ大助といふ又其人をおきて賣
せけるにこの商賣をとらず死せり　それより又大助といふ女人

さゝまかとおりのを至て煎じ飲 女男もこの心に
あやまちなりつとして買求めけるとし

玄恵法印　ゲんゑ

太平記第一　無礼講之事并玄恵文談之事　そのころ只當東
寄をこれまつて企の有此事とて　その事とろ　必す無交
世人の云ひ知る事もやあらんとて　事を文談に寄人々為
その比才覚無双の聞へありける玄恵法印といふ文者を請て
昌黎文集の談義をぞ行はせける　かの法印かゝる人の企とは夢
にも知らず　会合の日毎に席に臨て　玄を談し理をひらくに

青人源照

○手かゞみ十 應仁の乱世吉水の安養寺焼て 今丸山といふ その比源照といふ青人五条坊つ烏丸邊へ西とも東山へうつりて建立其源照ハ後小松院の御時の人なるを叡り事ありて初て紫衣を賜アを好むより青人ハ紫衣をとめず事になりしを又應永年中建業福寺ともいつまでの時より換授と云ふ何等と云若月等之来りて昔といへる人なるり

福市

○手かゞみ十 同上

冨士仙女 十二 吉田拾葉

けんか一

富士谷[illegible]

[illegible]

萬言堂[illegible]

○萬園堂集中[illegible] 廿七 [illegible]

[illegible]

同 [illegible]

[illegible]

同 甘六 [illegible]

[illegible]

江村専斎　宗具

長寿の人々

活所遺藁巻一　遣悶寄江村老人　暗者有眼疾　二首

明哉読書眼、弊袍亦自温、息饑烹煮鶴、蔽日更彫門

嗟此負閑楽、難逢豪富論、憑誰開口笑、唯有老江村

同巻五　示老友江村老人

衛武孳々九十餘、伏生猶自授尚書、今時僅有江村老、好読鑑綱心不疎

賀江村七児

蹄涔誰昔比江湖、到得天大渾不虞、三歳能知百餘字、絶勝白氏指之無

○老圃堂集中　活所那波道圓男祐守之詩集号老圃堂

迎江村宗具老人亦同遊　老人今年五十九歳

莫言堂上無侄致、節後菊花猶自香、幸有此翁天賦饒

時令年数逮重陽

賀江村宗具老人百歳

洛下唯翁独擅名、如今誰共会耆英、熟嘗世味静而寿、幸洛　天恩老更栄ゝ、架上挟書無俗事、茶餘論古有高情、医家功業莫過此、羸得人間百歳盈

長松軒惟翁

小名壽多丸　諱邦茂　後改惟實　定安　定内　定為　法号恵日光院

年山老人惟翁とまうす名ハ壽多麿といふ又ハ邦茂

後ニ惟實と改む後安田氏邦輔親王の庶子享禄

三年月日ニ生れ玉ふ御母ハ内裏ニ侍ける女房宗實か

女之親王いかてかミ給ふ年の比ひそかに而て惟翁を懐

妊し給ひけるとそ（親王の御侍るの子こ十九歳之享禄四年卯月九日薨し）生れて後子ハ

たつてましまさすけるゆへ宗實の家に老育しま

いらせたりその比庶家流の伝物を宗山文山ニとや

せしハ皆伝へ給ふ此ゆへニ伝給つて惟翁十餘

歳の比庶家流の事にまやことれかを宗實にて

をしをましませ給ひ古傳の事もよく年山老人

けるに竹園の御娘にて康和に生れさせ給へるは宗
實の素意にもあらずしてやがてかの院の御子となし奉
へき僧にもなさせ給ふいまだ法[illegible]剃髪せずして侍りけるにこ
好[illegible]御所[illegible]にも[illegible]京の方へ渡[illegible]おはしまして[illegible]
[illegible]宗實[illegible]をいさめ[illegible]て[illegible]につきて丹後[illegible]
四郡五年の[illegible]尾口　或は小口　の里に隠居[illegible]
[illegible]宗實が孫女　宗實が女　[illegible]を[illegible]
ひとつ宗實が子の[illegible]まで[illegible]その比は[illegible]
[illegible]世[illegible]まで武士村民多く[illegible]を[illegible]攻
[illegible]は小口をいふ[illegible]村と[illegible]して[illegible]けり
[illegible]惟[illegible]の[illegible]拾ひ[illegible]
[illegible]年山の[illegible]境を[illegible]の

[illegible]いつもけふ[illegible]霞洞嘯月忘耳[illegible]境　法光
今雪梅[illegible]竹径　演梅鳴　把琴園之[illegible]記は別[illegible]
[illegible]の[illegible]延宝五年又
月には南都の大学[illegible]
[illegible]
[illegible]

野遊

碧天連野野連天　四顧霞晴草色鮮　莫怙孤節
忽携酒良晨美景両難全

山居即事

茅屋柴門枕谷皐　凭欄山靄襲藍袍。夜深村落
寂無聲　一曲瑶琴漢月高、

示徹禅者

隣寺穿林一径通孤節直到法堂東老僧延接煮
茶話半日清閑両腋風

橘

そりしもむかしを見つる村雨の空の梢にかをる立花

月

みなつきやる千里の外も雲きえて秋風とよむあまの月かけ

拾そらしみちてハともし話まれハあかてみつる夜半の月影

雷

静かに住なれる者ハ閑人の占しも深き雲をいかつちき
鳴しつる

千年山まて君の糸を長らへて雨京の空てきゝつくらし
此の一筆ハ作る 山片村古堂の口すりひそも筆へ住り
惟義よりて 梅堂老和泉方神していて蔡の枝をたゝ

つきへハ境ひを徘徊し近村を経めくし或ハ蓑笠を着
てあまりし河原を打わたし或ハ葉裏を慎りして
里民のあやしき住居の或ハ松杉梅竹の木実を色
村々にちらし 寿桂で人の事をまつの志ふかくたと
しけることを伝ふもかゝる多かりしおゝて貞康院主ハ
伏見の屋を伝え後その事ハ法親王へ有て御まうけ
の雅義と参能を閑楽 大寺の者 ともけりハ一生頓近の住
住をすてし体ハる 元和元年 四月十二日 惟義卒年十一
是女をもて葬去東日光院光圓下空院主とて後に光
寺の小山中ニ葬る 法名三人定寛 安居備前 備後侯

東光寺中具 女子 中川兵庫妻
浄含和尚 是すし

○道寛母　有馬氏　安房隆寛　宗寛女ハ有馬玄蕃之元維
の孫母方の氏を名のれり　安房隆寛と号す生まれつ
き勇壮にして人甚推称隠れもなし　てのち鎌倉中
川人見の人々を加ふ　世上村の業をと改不るに
し是より山内上杉房を志を世をしる領一聚
つとめける民職世をふるひ　明智は一男をつかはして
当家を継がしむ　道寛の諸代別家として　世上の城
柵を守らしめ以て高様之都き姓名を加へて嫡流
長に此つより号し年経て鹿口へ帰り　收翁と号す　寿
七十七年九月廿七日卒　嘉東光院宗印別伝居士と
云葬る此子同し男子以人　道寛　定吉　宗友　道
明　道寛与子本将室　定行之

○道明母ハ名倉氏之孫にして　安房守新吾卯と縁をいとけ
なきより浄泉和尚の門に入りて学問の志深かりけ
れハ收翁逝去の後出家して悟窓先生の弟子となり
大中寺の右に住みけるを瑞妙荘岩院に住清
涼に住しめて行けるに居寿て僧六位上人を系
なやなきせとありしかども　隠遁の志をしめて病
なりとて庵口の里に過り寓居をいとなみ禅寂を
楽しみて　年月を送りをがら行年賀として寿翁居
士と号す　寛永十四年五月廿三日六十一歳にて卒去
小山村のうち平野の上に葬りが法雲院寿嶽宗善
居士と号す　男子三人　道寛　朴翁居士　道安宗丈定賢と云し
道寿　寛永四年丁卯四月四日　抱琴園にて誕生
安房新五郎と称す　道明五十一歳の七子母ハ河合右

さん元熙のむすめ（実ハ妾某氏の所生）十二歳にして論語を表し十四
歳の夫婦河合氏の妻となりしてもとの通前庵（婦母従弟）
を師として大学中庸を読み後に婦母師となりて三人の
男子（宣明 宣業）所生まれけるもみなむなしくなりし
みな宣明一生のためハひとへに恩恵之とて手に称嘆
しられけれハ宣明より十五六七八九歳のころまて春秋経伝を
詩書経易伝を読みてのち此ハ古文婦となりて三つ
二章つくりて読みふとき廿歳にして京師に出て
三体の経名を仲尼にならひ下冷泉家為綱卿の許に参り
て四書等の講義をも受まって春秋礼記以下の素読を
まつひ又極めて後に（名仲ハ三木大和守の子後に為令補せられ為綱卿）宣為と先次の約婚をなしける
おほひ東山の東庸義を二年に家の門弟となりける
件源氏物語一部の物語ハ為家卿の講義之迄ハ

宮方谷の為宣法師に学ひける三歳の林智毎の命により
依て山田氏（時子 某）を母としけるふ年三章始子ならす
同之五六歳の頃伏見殿貞致王（時子 某）母氏少納言局
宣為の妹（実ハ伯父）共に竹園を出て宣為の養子となる
宣為乃むすめとし貞清親王の御母男邦道親王の母氏に清長男
又故ハ貞清親王の母（貞致の伯父）の母氏（共に某の女房）親王の旦その所
邦尚親王（少将幼し）に親をわすれ母子にありしかれ
生るを京にて謹言あつかし貞致母子乃しかれ
公之出廻三年七月十日貞清親王乃ひと伏見男邦道親
まして御読をして薨去（時に邦尚親王ハ先に薨去）されハ竹園の御
后親王ハ貞致王まきて年月ありて仙洞後桃園
の皇子伏見宮の御しれハ年へてさしものひて伏見
殿へ入まいらせ七日貞清親王も御嗣たらへき御諱

はりて貞致王ハ侍らはせさせ給ひしへきにかしの御内ニ
けり 立節ハ広田雅純朝臣三条為仲等しお議して
貞清の淫婦孫の御子まし 尚生母を京都の所司代（訴）
金田防守ニ宗印ニ申入ハ朝しやまかれん事を訴
へらるニ依の労役或ハ防守の館ニ条又ハ濃下向ス
と立為一人単ふ 蔭内案りして 仙洞の叡
告しむるし在るせらりて貞致王ハ法列を定まし依
入ん度法を談まし くけれハ ひとへに立志力こと甚
の人く感し給ひけり 三十歳にして従六位上右京進
世一歳の元和貞清親王の御むすめ の貞致の御姉
大樹 家使之の御息所に立りて 杯ももきなふ
立居仕ましして 大樹へ御謁見えて待 毎年歳首

古ハ御人年り 大樹および御後の御方へ御消
行ハ世二歳にして 従五位下右京亮ニ任らり 貞致
親王の諫なりて 琵琶を勅閲寺左府 実晴公 琴を
今出川右府 公規公 の御弟子となりまいらせ 中のて宣為
その御つぎをゆりて 中院楽古はりまき 和歌ハ烏丸
亜相資慶公の御弟子となり 儒学ハ山村恭庵 小出
三省 加藤牛庵等に学ひ 又絵ハ狩山鑑画を竹園る
まつりて 右その在そを 親まえまとめまして 白骨まれ
ひらぶ世三歳にして 正五位下御内記 二十二歳の正月
十日 山内氏卒去 廿九歳之時ニ此 鷹司妙仲とぞ去 同し年の五絶家満
川氏をぢへらる 是なん奥為宣朝臣御子ハ母之実ん
文九年 廿二歳 七十 四月十五日 八百稲七稲軒 惟義の百年立

忘れて丹後へ下向し寛文年中迄遊福を開し住江
の男女をむかへて正年人に斎食非時をほどこす今年は
ら紀州に於いて六十二歳にして寂住す慈眼院今は某寺
墨山又南西王寺中に和尚寂りて後に弟子の諱説を
き法師を継して隠遁の志をとけ五十四歳二月十
五日墨山禅寺を戒師として剃髪し自ら称號し居士と
称せらる枯木細千の號つき祖珠和尚とあひても
禅要をたゝき又年ごとに或は静觀深公宗元法師寂玄
付師なとといまそひて中國の名山其場をめぐり
詩を作は其ひのこせる事なくされは其趣の高風を志し
し人して貞享二年六十歳の高にして年山の禁抱琴苑
を僧にして長く隠れ逸きの詩あり

利門名路両相忘　深掩山扉坐草堂　終日偶然
似泥塑　惺々襟字發天光
山家の詠は六十才の作也　初より所々時々詩且文章書
作りこれ　六十一歳より法華金剛　貞享元年の冬京師の大火にあひて焼亡
名号記の印を作りて寛文年中誦讀の日課を始め給ふ
十一歳の冬嵩嶽水谷下向ての有由もとは常陸第
といふ所に居て又は明正年の冬に至て山に帰り
元禄十五年七十歳いたりいまさら稀なる
の詞に為實　去年二月水戸にて落なり仲伊任世
禅つゝ入し宝主と丈の工夫をこらし六十歳の二月
六りの夜息を乱して微笑の机にとゝまりし其亂一如
まりて田舎の滴（タリ）をし今宵かくいま古術にまさり生唐と言ひ

かくれとて此世に一きの正念なし このうたひ病ハ再発
起まじきを我なりきたへしとのみ為実なり
辞世の詞ゑらをやさしき婦人のまねとしていわれ不案
内なんの辞世といふ事かなれ無用の口業なるへし
とてその後ハ為すに訓ゐ誦経のことなり日しきせ
三日の暁為実になりぬ切り法界 法事を結ひて臨るゝ
折経をふ庵ㇳ芭蕉の内 平性の上北蓋寺可
やり老往生 去門一件在士と号す

不肖為章謹誌

○安藤菓子為章ハ安芸なる京とて生れ 京師
依て居 後文の従男為章の頼す 水戸義公黄門公
ニ仕へて国学の名あり著述に紫家七論 栄花
物語考 年山紀聞あり 年山ハその号也

○玉王　松氏系図｜｜○右正四位下是綱之正子孫奈良方呂
孫峰田麿男性空上人是彼父也
○山城綴喜郡井手村東多賀今玉王谷と云所有之　玉王山と

赤染衛門

赤染衛門集巻一　子日の中に　永延二年正月庚申　此行未考　等侯之

今をへし　赤染衛門

萬世をかぎらぬ世にて子日して　年の松をの小松をそへひく

○百合若丸

若と弱と同し

○新田手め若後三界ヶ隊の時まり日孫集にくはしく本名は筑紫の如
田麻呂と天智帝の時百済国の援兵其の人質として豊
子麻呂の王子共降りしめ事観ふときか功をつかいまつ和田丸剛勇
よりて七八十合戦ふ都り勝ちもその勇を感し百合弱（ヨリワウ）として
戦ひしといふところそしらの地の人百合弱とよふ三軍猶剛を称
しく剛勇名で和訓に唱へゆりてかまつと云を伝ふその麾下の
士ある麻呂とめす三界ヶ隊に死をといふ
後の出ずこれハいとうきたる事と何合戦なといふハこゝろ
こゝそまとていとねるき大百合弱の事を例とせしなと
さるといふつたるさ事なりされとも其の本拠未詳ねハ志ハ
らく志るし加きぬ

命松丸

吉田兼好か弟子にて歌よくよみ道好みて侍るは今井伊豫守命
乃すとに在りし弟の子なと云居せり南朝へまいり過て
吉野の法事を執行ひ其の後今吉野拾遺を編集し給ふ
此等吉野拾遺命松丸か弟子なりといひ侍る事ただし
うたかはしく所又其の事ふかしきもの多し好
人の偽作のさまやされともまことしきさま多きあるは
その時の古詩文人の古き文しありなん二書の異書なき
をうるは合せみるへし
吉野拾遺勇士談類記古事談類従松翁又名命松丸作未詳作也例
者兼好法師随し章師弟其時唯称丸友而已若兆
松翁作歟或説作徒然草作也とも云ひ見ゆこれは命松丸
後には松翁といひしにや未詳

下総国史生の長　更級日記　昔志まつりの国にまゐりちかく
ありし比、下野よりひきぬのを手作りあまたしてもてきせける
かのあしらてふりさけみとみえてける

高道法師　　三世のいまさして

○山城国宇治郡勧修寺縁記　時新堂供養之日為延喜天子母
后以外祖父宮内少輔宮道弥益為講師導師之也

○小世継物語

山城名勝志十七　宇治郡山階勧修寺条

白支

○須磨の日記といふ書ハ藤原基家卿の作なれとも平中

まこの君ハ伊勢より来りしとそ弘徽殿の記なるへし

○次第経一社小野古式中心の寿天保年と廿六世の孫とし

いへり

蟬丸

逢坂の関に蟬丸の住といふ所この人の住れさりけるあとあ
りさ南し見えずり まづは撰集等に逢坂の関に庵室を
作りて住けるに行かふ人を見てよめる歌なり又今昔物語には
博雅の三位といひける人は木幡と名付めつれたる法師の
世に有けるに琵琶はおもしろしと見へまで 無名抄には
宮女房の和琴をおもひしにおもひし 平家又法師集には
ありて其名門に挿子無名の入ぬるもの人ともいへ入
ぬるきしけるを来て出したる
逢坂の関路に年久しくありし(?)わか袖をは流れ
とゝいそなれはやよ古今集の逢坂の嵐の風はさむけれ
ともまた蟬丸のいつとて逢坂の前の所蔵に住て
それ物語ふるし又逢坂の四の宮とかりて逢坂は比叡
の東また小野小町か家集に此の所にうせらつとあて

風ふくは

けさよりハかるし一の宮の秋風やさしく古城に何しと云へハ

味當まと然ハでのまみハ直きりあめるえ之し毛なの地文

川のるのせき〳〵しと髪仲に入り

蝉丸

○後撰集十五 雑一 逢坂の関に庵室をつくりて住侍　蝉丸　元世根基本十(?)

りける人行かふ人を見て

これやこの行も帰るもわかれては知るも知らぬも逢坂の関

○百人一首古説 [illegible] 蝉丸ハ父祖姓氏共に考ふる所なし

素性云今昔物語に博雅三位と云ける人ハ本情にや

に目つぶれたる法師の逢坂に住けるに琵琶ハ習ひ

たりと行かれハ流泉の曲を蝉丸より伝へしといへれ

ありをたたえし

きの人をゑらしと行かれハ盲者にハ侍らぬをこなたの法

と書混したるを今昔ニ盲人なりぬるハ大かたの人

もあまりいふとも　又延喜第四の皇子といふも

いと行ぬるなめりかの皇子なりしまきハ出家隠れし

なるとも蝉丸とのミ云へるハ延喜の皇子なりしハ朱雀

村上二帝の御兄弟なるを村上の勅撰なる後撰集に

ありし人とも云まじきとも思へし歌のさまも延喜よりハ

前のものとはみゆるとや○或説に古今集に逢坂の

嵐の風ハさむけれどといふも人しらずの歌を蝉丸の歌也と云

伝へたるとして延喜の帝の御歌を考へ合せてその皇

子にハ行ぬ後也といふハ盲人に附て悟を正せりの説

もと古今集よみ人しらずの歌を勝手の名いつ

まりて実ハ誰か歌也といふ時を経りたるをこたれる

信じといふ説ハ論にたらず又逢坂に四の宮とよぶるハ

延喜より前の哥と小町か集とにのみこゝろをよせなん人と
そ風吹て
けさりては昔の哥の姿風やまと哥の姿をも知へし
是今の世の哥と川の哥とをいふ説ハより
○今案に焼尾子本新題哥をかきたるハ古哥の
自書揃へ見れたるへしを然読まれ物有る
不哥之古き題なる之し合せ考ふへし

国立公文書館
National Archives of Japan